平成２９年度予算要望に対する回答

（日本共産党京都市会議員団）

平成２９年２月

京　　都　　市

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	1

要　望　内　容	回　　答
重点要求項目 ◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること 1　平和主義・国民主権・基本的人権の尊重・地方自治をうたった，現行憲法を堅持すること。	①　日本国憲法における平和主義，国民主権，基本的人権の尊重，地方自治については，遵守されるべき基本的な理念，原則であると認識しております。 　その在り方については，国家，国民の基本に関わる事項として，国民全体で議論が深められるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	2

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること ２　憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	３

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること ３　内戦状態が深刻化する南スーダンから自衛隊を撤退させること。また，「駆け付け警護」の新任務は付与せず，人道，民生支援を強化すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	4

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること ４　東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）の「紛争はあっても武力行使は避け，話し合いで解決」との原則を北東アジアにも活かす友好条約を結ぶこと。当面，六か国協議を再開すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	5

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること ５　日米安保条約を廃棄し，対等，平等，友好の日米関係を築くこと。在日米軍基地をすべて撤去すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	6

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること ６　京丹後市の米軍Ｘバンドレーダー基地を撤去すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。地元自治体である京都府及び京丹後市が，国と真摯な協議を重ねられ，住民の安心・安全が確保されることを前提として，基地建設を受け入れられるに至ったものと認識しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	7

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること 7　辺野古の新基地建設を中止すること。高江のヘリパット建設を中止すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ.	８

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため, 国に対し次の項目の実現を求めること ８　非核三原則を法制化すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	9

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること ９　国連における，核兵器禁止条約交渉のための会議を開くことを求めた決議に，日本政府が反対した態度を撤回し，国連総会では決議に賛成し，世界で唯一の被爆国としての役割を発揮すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため, 国に対し次の項目の実現を求めること １０　軍事費を大幅に削減すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１１

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため, 国に対し次の項目の実現を求めること １１　特定秘密保護法を撤廃すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１２

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため, 国に対し次の項目の実現を求めること １２　武器輸出三原則を復活すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ.	１３

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため, 国に対し次の項目の実現を求めること １３　オスプレイ配備を撤回すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１４

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること １４　小選挙区制を廃止すること。民意を正しく反映する制度へ抜本改革すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１５

要　望　内　容	回　　答
◆憲法を守り,平和で民主的な日本と京都をつくるため,国に対し次の項目の実現を求めること １５　企業・団体献金を禁止すること。政党助成金を廃止すること。	①　左記の項目については，事案の性格上，専ら政府又は国権の最高機関である国会において結論を出されたものであり，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１６

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること １６　国の主権を投げ出すとともに，多国籍企業の利益を最優先し，産業・雇用・国民生活を犠牲にするＴＰＰの承認を撤回すること。	①　ＴＰＰ協定が発効すると，幅広い分野で自由化が進むことで，本市経済の全般にわたり，様々な影響が及ぶと想定されます。 　一般論として，ＴＰＰ協定が発効すれば，関税の引下げ・撤廃や知的財産保護，貿易等の幅広い分野でルールが整備され，中小企業の海外展開にプラスに働くと考えられております。一方で，安価な海外産品の輸入増加により，消費行動が多様化するなど，中小企業への影響も懸念されております。 ②　本市では，これまでから中小企業に対して，ＪＥＴＲＯ等と連携した海外展開支援や，下支えによる企業体質強化に取り組んでおり，今後，より一層，これらの支援に努めてまいります。 　とりわけ，農業分野では，安価な農作物の輸入増加によるマイナスの影響が懸念されるため，優れた担い手育成，付加価値の高い農作物の生産体制の確立及び６次産業化に向けた支援に取り組んでまいります。 ③　現在，参加各国において，ＴＰＰ協定批准のための手続きが行われており，その状況を注視するとともに，本市としてもＴＰＰの影響について，引き続き，情報収集に努めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ.	１７

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること １７　地方創生総合戦略を撤回すること。	①　「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は，「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国において制定されたものであり，人口減少社会の克服と東京一極集中の是正という全国的な課題に対応するための取組指針として，意義あるものと認識しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	１８

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること １８　消費税の１０％への増税は中止すること。	①　消費税率の引上げは，社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため，あらゆる世代が広く負担を分かち合い，国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために行われるものです。 　税率引上げの実施に当たっては，軽減税率の導入や，円滑・適正な転嫁のための対策等，低所得者や中小事業者への影響を最小限にとどめることとされております。 　また，平成２８年１１月には，消費税率の引上げ時期を平成２９年４月から平成３１年１０月に，さらに２年半延期する改正法が成立しております。 　消費税の税率の引上げ分は，介護，年金，医療及び子育て等の社会保障に充てることとされており，本市としましても，こうした施策にしっかりと取り組み，市民のいのちと暮らしを守ってまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２６年　４月　消費税率８％への引上げ 平成２７年　３月　消費税率１０％への引上げ時期を１年半先送りする改正法が成立 平成２８年１１月　消費税率１０％への引上げ時期をさらに２年半先送りする改正法が成立

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１９

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること １９　マイナンバー制度は廃止すること。	①　マイナンバー制度については，「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」，いわゆる「マイナンバー法」に基づき実施するものであり，「国民の利便性の向上」，「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」を目指す重要な社会基盤となるものです。 本市といたしましても，「マイナンバー法」に基づき，引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。 **（平成２９年度予算額）** ・個人番号カードの作成及び交付　５７５，４７６千円 ・システム改修　等　１６２，０４５千円 ・各種証明書等のコンビニ交付の推進　０千円 （債務負担行為（３０年度）　限度額　２３９，８００千円） **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年　５月　「マイナンバー法」の制定 平成２７年１０月　マイナンバーの通知開始 平成２８年　１月　マイナンバーの利用開始 個人番号カードの交付開始

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２０

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２０　格差と貧困を拡大するアベノミクスは中止すること。	①　本市では，国の経済政策と軌を一にし，京都の強みを活かしながら，環境・エネルギー，健康・医療，コンテンツ等の分野での産学公連携による新産業の創出や海外への展開支援，インバウンドをはじめとする観光客や国際会議等ＭＩＣＥの受入環境整備などの成長戦略を展開するとともに，京都経済の基盤である中小企業を，オール京都体制での経営・金融支援などにより，しっかりと下支えしてまいりました。 ②　本市経済は，基調としては回復を続けていると認識しておりますが，中小企業では人手不足が続くとともに，売り上げ不振など経営上の課題があり，業種によって回復にばらつきがみられることから，景気回復の動きを京都の隅々まで行き渡らせるよう，引き続き，国の経済政策に積極的に呼応しながら，中小企業の下支えと成長支援の両面からきめ細やかな対応を図り，京都経済の活性化に取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	２１

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２１　大幅賃上げで，国民の所得を増やすこと。雇用は正社員を基本とすること。労働者派遣法は抜本改正すること。	①　市民所得の向上や正規雇用の拡大を図るためには，雇用の７割を占める中小企業の成長と下支えが重要であり，これまでから，中小企業の振興をはじめ，産業政策と雇用対策を一体的に取り組んでまいりました。 ②　本市としては，望まざる非正規雇用の解消が課題であると認識しており，平成２８年４月に，キャンパスプラザ京都に開設した「京都市わかもの就職支援センター」において，就職活動前の大学低年次生も対象とし，市内中小企業と若者との交流を促進するほか，大学への出張セミナーやカウンセリングにより職業観を醸成し，卒業後の多様な選択肢を描ける担い手の育成を推進しております。 ③　また，本市，労働局，府が共同で運営するＷＥＢサイト「京のまち企業訪問」では，３，７００社を超える京都企業の魅力を紹介しています。平成２８年度は，新たな取組として，若者の視点から京都の中小企業を取材し，その情報を同サイトで発信することとしており，引き続き，学生をはじめとする求職者等の企業の理解の促進を図ってまいります。 ④　さらに，平成２８年１２月に開催した「京都労働経済活力会議」では，働く人を大切にする企業を支援する「京都ならではの働き方改革」により，担い手確保・定着と正規雇用化の促進に向けた取組をオール京都で実施することを確認したところであり，本市としても，今後とも市民所得の向上や正規雇用の拡大，雇用の質の向上に向けて強力に取り組んでまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	２１

要　望　内　容	回　　答
	⑤　なお，労働者派遣法については，平成２７年９月に派遣労働者の一層の雇用の安定，全ての派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ等を目的に改正・施行されたところですが，運用に当たっては，正社員と派遣労働者の数の動向等を踏まえ，能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合は速やかに検討を行うなどの規定が盛り込まれており，本市としては，今後の運用の動向を注視してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業　　７３，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	２２

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２２　「納税者権利憲章」を早急に制定すること。	①　平成２３年度税制改正大綱において，「納税者権利憲章」を策定し，平成２４年１月１日に公表することとされていましたが，国会における審議の結果，平成２３年度における策定が見送られました。平成２４年度以降の税制改正大綱においては，「納税者権利憲章」について具体的に触れられていないことから，国における今後の動向を注視してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２３

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２３　閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議とすること。この憲章の立場で，中小企業基本法を見直すこと。小規模企業振興基本計画の具体化を早急に図ること。	①　「中小企業憲章」は，中小企業の果たす経済的・社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに，中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や，政府の行動指針を定めたものであり，今後とも国の具体的な施策展開等を注視してまいります。 ②　平成２６年６月に制定された小規模企業振興基本法において，中小企業は地域における経済や雇用を支える重要な存在として，その成長発展のみならず，事業の持続的発展を図ることとされています。 　本市では，京都商工会議所及び京北商工会と一体的に運営している市内５箇所の相談窓口において，様々なニーズにワンストップで応える経営相談や企業への個別訪問の実施など，小規模企業振興基本法が目指す地域を支える中小企業振興を推進しているところであり，今後とも国や産業支援機関と連携し，取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２４

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２４　自治体の機能と役割，住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。	①　個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的・総合的に推進していくためには，基礎自治体優先の原則のもと，国，広域自治体，基礎自治体の役割や権限を見直し，地方分権を進めていく必要があります。 ②　また，広域自治体である都道府県については，区域を超えた行政課題や政策立案の必要性が増えている中，その在り方を再考する必要があり，道州制は，広域的な行政課題等への総合的な対応を可能とする方策であると考えています。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２５

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２５　自治体の財源に必要な地方交付税を確保すること。	①　真の分権型社会の実現には，抜本的な権限と税財源の移譲と併せ，税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源保障機能を充実することが極めて重要です。 地方交付税については， ・　地方の財政需要を的確に見込むことで必要額を確保すること ・　地方財源不足の解消は，法定率の引上げによって対応し，臨時財政対策債は速やかに廃止すること を，本市独自で，あるいは他の指定都市とも連携し，これまでから，国に対して強く求めているところであり，引き続き，今後も強く求めてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年　５月　平成２９年度国の予算・施策に関する提案・要望（京都市） ７月　平成２９年度国の施策及び予算に関する提案（指定都市） １１月　平成２９年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充について（指定都市） １１月　平成２９年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望（京都市）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２６

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２６　地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめること。	①　地方交付税については，トップランナー方式というより，むしろ必要額が確保されていないことが大きな問題と考えており，地方交付税額の確保，あわせて，臨時財政対策債の速やかな廃止，大都市特有の財政需要の的確な反映について，引き続き，あらゆる機会を通じて国に強く求めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	２７

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２７　財政健全化法を廃止すること。	①　財政健全化法は，一般会計のみならず，公営企業会計等も含めた財政全般の健全性を客観的に評価し，早期に是正を促す機能を有するものであり，連結の視点を強く意識し，未来に責任を持つ財政運営を行ううえで，意義あるものと認識しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２８　生活費非課税の原則に基づき，各種控除を復活し引き上げを図ること。配偶者控除を廃止しないこと。累進課税を強化し，大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。	①　個人所得課税における所得控除は，納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり，その見直しについては，税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか，国民生活，地方自治体等に与える影響や給付措置等を踏まえ，国において総合的に判断された結果と認識しています。 ②　また，国においては，この間，働き方に中立的な税制等の検討が進められてきたところであり，平成２９年度与党税制改正大綱では，配偶者控除の見直しを行うこととされ，さらに，各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要があるとされたところです。 ③　なお，大企業・高額所得者の負担に関しても，この間，国において，所得税の最高税率の引上げや大企業に対する欠損金繰越控除額の引下げなど，必要な見直しが行われているものと認識しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ２９　大企業優遇の法人税減税を中止すること。中小企業に対する外形標準課税は行わないこと。	①　国においては，日本の立地競争力や企業の競争力を高める一環として，成長志向に重点を置いた法人税改革を進めており，法人実効税率の引下げが行われています。 　法人住民税については，大都市特有の財政需要に対応するため，国・地方間の税源配分の是正により，配分割合の拡充を図ることを，指定都市共同で要望しております。 ②　また，法人税改革の一環として，道府県税である法人事業税の外形標準課税の拡大が行われていますが，外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う際には，地域経済への影響を踏まえて，中小法人への適用については慎重に検討するよう，地方六団体においても要望してきたところです。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３０　「残業代ゼロ」，長時間労働を促進する労働法制の規制緩和を行わないこと。	①　平成２９年の第１９３回国会において，長時間労働を抑制するとともに，労働者が，その健康を確保しつつ，創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため，労働時間制度の見直しを行うことを目的とした労働基準法の改正法案が継続審査に付されています。 本市としては，今後の法案の行方を注視してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３１　最低賃金は，全国一律時給１０００円を実現し，１５００円をめざすこと。引き上げにあたっては中小企業を支援すること。	①　最低賃金は，働く人々のセーフティーネットとしての役割を担っており，国及び京都府最低賃金審議会において決定されています。 本市では，平成２８年６月に国に対して最低賃金の引上げや非正規労働者等の賃金引上げとともに，地域経済の要となる中小企業や新事業への支援の充実を要望いたしました。 賃上げなど地域経済の好循環を生み出すためには，中小企業の成長と下支えが重要と考えており，今後とも，中小企業の振興をはじめ，産業政策と雇用対策を一体的に取り組むことにより，正規雇用の拡大と雇用の質の向上並びに市民所得の向上を図ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３２　個人市民税の累進制を復活すること。	①　所得税及び個人住民税については，平成１８年度税制改正において役割分担の明確化が図られました。この際，所得税については，所得再分配機能が適切に発揮されるよう，より累進的な税率構造が構築され，個人市民税については，応益性や偏在度の縮小といった観点から，比例税率に変更されました。 　個人市民税の税率については，国税である所得税等，所得課税全体の中で検討されるべきものと考えます。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３３　国の責任放棄と社会保障の解体を進める社会保障改革プログラム法を廃止すること。	①　いわゆる「社会保障改革プログラム法」は，少子化対策，医療制度，介護保険制度及び公的年金制度の各制度について，改革の全体像及び進め方を明らかにするものであり，受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため，国において法制化されたものと考えております。 　社会保障制度を持続可能なものとしていくことは，当然に求められる取組であり，本市として法の廃止を求める考えはありません。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３４　生活保護について，以下を国に求めること。 ・生活保護基準の引き下げや，住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回すること。 ・資産申告の通知を撤回すること。 ・医療費一部負担，有期保護の導入は行わないこと。 ・生活保護の財源は国が責任を持つこと。	①　生活保護基準については，国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう，社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し，厚生労働大臣が定めることとされております。平成２５年８月以降の見直しは，社会保障審議会生活保護基準部会における検証に加え，平成２０年以降の物価の下落を適正に反映したものであると認識しております。 ②　住宅扶助の見直しについては，同部会での検証に加え，各地域における家賃実態や近年の家賃物価の動向等も踏まえて適正化したものと認識しております。 　また，住宅扶助の減額に当たっても，最低限度の生活維持に支障が生じないよう，個別の事情に配慮した経過措置等が講じられるなど，一定の配慮が行われております。 ③　冬季加算の見直しは，一般低所得世帯における冬季の光熱費支出の地区別実態や，近年の光熱費物価の動向等を踏まえて行われたものであり，地区別・世帯人数別・級地別の水準の適正化が図られています。 　また，個別事情への配慮として，傷病・障害等により常時在宅しているといった場合に，特別基準の設定が可能となっております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	３４

要　望　内　容	回　　答
	④　実施要領改正により，要保護者の方からの資産に関する申告は，資産の有無，程度，内訳等について書面で行うこととなり，また，保護受給中の資産の申告についても，少なくとも１２箇月ごとに行っていただくこととなりました。 　これらについては，福祉事務所が預貯金等の資産の状況を適切に把握することにより，生活保護を受給されている方の生活維持向上の観点から，預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うための改正であると認識しております。 　本市においても，改正の趣旨を踏まえ，要保護者の方に資産申告書の提出を求めてまいりますが，その際には，資産申告書の提出に係る趣旨目的を丁寧に説明し，説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。 ⑤　医療費の一部負担については，医療扶助の適正化のためには患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただくことが必要と考えており，世帯の最低生活費を保障したうえで導入していくべきと考えています。 ⑥　生活保護の実施に当たっては，生活保護受給者本人が，自らの意思で自立を目指し，自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており，稼働可能な者に対しては目標となる期間を設定して，集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することが必要と考えています。 ⑦　生活保護制度は憲法第２５条の理念に基づく社会保障の根幹をなすナショナルミニマムとして，本来国の責任において実施され，その経費は全額国が負担すべきものと認識しており，本市としては，本市独自に，また，他の政令指定都市とともに，機会を捉えて継続的に国に要請しているところです。 **（平成２９年度予算額）** ・生活保護扶助費　７５，６５２，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	３５

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３５　最低保障年金制度を創設すること。年金給付額の削減は撤回すること。支給開始年齢の引き上げはしないこと。受給資格期間を直ちに短縮すること。「消えた年金」については被害者すべてを救済すること。年金積立金の株式運用はやめること。	①　低所得者に対するセーフティネットの強化に関しては，国が設置した「社会保障制度改革国民会議」の報告書において，年金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応することとされています。 ②　年金給付額については，国の責任において定められているところであり，物価や賃金の変動に応じて改定されております。 　また，決められた保険料収入の範囲で給付を行っていくために，現役世代の減少や平均寿命の延びに応じて給付水準を調整する仕組みとしてマクロ経済スライドが導入されております。 ③　支給開始年齢の引上げについては，国における高齢期の就労と年金受給の在り方の検討において，６５歳までを現役として捉え，就労による保険料の負担と負担に応じた受給を基本として安定財源の確保と併せて検討されるとともに，高齢者が年齢に関わりなく活躍し続けることができる社会環境の整備について議論されています。 ④　老齢基礎年金の受給に必要な受給資格期間については，無年金者対策として平成２９年８月より，現行の２５年から１０年への短縮が決定しております。 ⑤　年金記録については，記録の訂正手続きの恒常的な仕組みとして，厚生労働省に対して記録の訂正を請求できる制度が，平成２７年３月に創設されています。 ⑥　年金積立金の運用は，年金事業の運営の安定化が目的であり，必要な利回りをより小さいリスクで長期的に確保することを基本として，国内債券，国内株式，外国債券，外国株式による運用が行われています。 　本市としては，今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３６　国民健康保険の国庫負担を抜本的に増やすこと。都道府県単位化は医療費抑制を目的とするものであり，中止すること。	①　本市においては，かねてから，医療保険制度間における格差の解消を図るとともに，被保険者が将来にわたって安心して医療を受けられる制度となるよう，国を保険者とした医療保険制度の一本化及び一本化が実現するまでの間の財政措置の拡充を国に対して要望しております。 ②　平成３０年度からの国保の都道府県単位化については，一本化に向けたステップと考えており，制度の円滑な施行に向けて，京都府等とも連携を図ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３７　高齢者差別の後期高齢者医療制度はやめること。保険料の大幅な値上げとなる「特例軽減」の打ち切りはやめること。前期高齢者の窓口負担は１割に戻すこと。	①　後期高齢者医療制度については，増大する高齢者の医療費を現役世代と高齢者の方が負担能力に応じて負担し，支えあうことによって，持続可能な保険制度を実現する趣旨で創設されたものであり，制度は一定定着してきております。 ②　高齢化の進展や医療の高度化により高齢者の医療費の増大が続く中，現役世代の負担は非常に重いものとなっています。 保険料の特例軽減については，今後も制度を持続可能なものとしていくため，世代間の負担の公平性や，国民健康保険制度における軽減基準との均衡を図る観点から，国において見直しを行うことが決定されています。 所得割及び元被扶養者の均等割の軽減措置は，平成２９年度から段階的に見直すこととされる一方で，均等割及び元被扶養者の所得割の軽減措置については，今般は据え置くこととされており，本市としては，今後も国の動向を注視してまいります。 ③　健康保険法の改正により，本来であれば，平成２０年４月から，７０歳～７４歳（現役並み所得者を除く）の一部負担金割合が１割から２割へと引き上げられることとなりましたが，国による特例措置により，平成２６年３月までの間，１割に据え置かれていました。 しかし，国における一連の社会保障制度改革の議論を踏まえて，医療保険制度を将来にわたって持続可能な制度にするため，負担能力に応じた負担，世帯間における負担の公平性の観点から，平成２６年４月以降，新たに７０歳に到達される方から，段階的に自己負担割合を法律の規定どおり２割とすることとされており，今後も国の動向を注視してまいります（平成２６年４月までに，既に７０歳に到達されている方で一部負担割合が１割負担の方については，引き続き１割負担が適用されることとなっており，従来よりも負担が増加することがないよう一定の配慮がなされております。）。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３８　介護保険制度については，給付と保険料のリンク制をやめ，国庫負担割合を増やして利用者負担の増大と給付抑制とならないようにすること。国費の投入で賃金アップを図るなど，介護職員の労働条件の改善を図ること。在宅生活を制限する要介護認定を廃止し，専門家の判断による適正な介護の提供を行うこと。	①　介護保険制度については，今後，介護を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれる中，必要な方に必要なサービスを提供できるよう，制度を持続的かつ安定的に運営していく必要があります。 　そのためには，社会保険方式による介護保険制度を維持していく必要がありますが，被保険者の負担が過重とならないよう，国において，真に負担が困難な者に対する保険料や利用者負担の軽減措置の充実等，必要な措置を講じるよう，引き続き求めてまいります。 ②　介護の担い手（介護職員）の処遇改善については，本市からの改善要望も踏まえ，国において，平成２７年度介護報酬改定で月額１２，０００円，平成２１年度以降の合計では月額４２，０００円，年額５０万円以上の改善が図られております。 　加えて，「介護離職ゼロ」の実現に向けて，平成２８年度に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」（平成２８年６月）及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成２８年８月）において，平成２９年度からキャリアアップの仕組みを構築し，さらに月額１万円相当を改善するとされています。 　本市としても，更なる処遇改善が必要であると考えており，引き続き，国へ強く要望してまいります。 ③　要介護認定については，認定調査の基本調査の結果から機械的に判定する一次判定だけでなく，保健福祉医療の複数の専門家から構成される介護認定審査会が，認定調査の基本調査の選択肢では表現しきれない申請者固有の「介護の手間」を補って二次判定を行っており，申請者の実態に即した審査判定を行っております。 　本市としては，引き続き，国が定める基準及び審査判定手順に基づき，適正な審査判定を行ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３９

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ３９　子どもの貧困対策を積極的に進めること。 ・子どもの貧困率の削減目標を持つこと。 ・子どもの医療費を就学前まで無料にする国の制度を確立すること。 ・児童扶養手当は１人目から拡充し，所得制限，就労要件を緩和すること。 ・教育費負担の軽減をはかること。 ・給付制奨学金制度を創設すること。	①　貧困家庭の子ども等の各家庭の状況に応じた必要な対策については，各機関における日々の丁寧な相談等を通じて実態を把握し，施策の提供等につなげているところですが，今年度に実施したアンケート調査やヒアリングの結果を踏まえ，更に取組を進めてまいります。 ②　「子どもの貧困率」については，都道府県や市町村別の数値が公表されていないこと，所得の格差を示す相対的貧困率について，許容できる格差の水準を定めることは困難であることから，貧困率を一定水準に下げるといった目標を設定することは予定しておらず，貧困家庭の子ども等に関する支援に資すると考えられる施策を，総合的・効果的に推進し，一人ひとりの子どもに健やかな学び・育ちを保障していくことを目指してまいります。 ③　子ども医療費の負担軽減については，国の責務として，全国一律に実施されるべきであり，これまでから補助制度の創設等の措置を求めているところです。平成２８年５月には，厚生労働省が設置した「子どもの医療制度のあり方等に関する検討会」が同年３月に取りまとめた意見も踏まえ，子どもの医療制度が自治体の財政力に左右されることがないよう，国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設及び子ども医療等の地方単独事業の実施に伴う，国庫負担金の減額調整措置の撤廃を国に対し強く求めたところです。 　その結果，同年１２月，国において，平成３０年度から未就学児までの国庫負担金の減額調整措置を撤廃する方針が示されております。 　今後とも，引き続き，国の動向を注視しながら，他都市とも連携し，より強力に要望を行ってまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３９
要　望　内　容	回　答	
	④　児童扶養手当制度の改善については，ひとり親家庭の自立を促進し，就労意欲が高まる制度となるよう従来から国に要望しているところであり，引き続き，機会を捉えて国に要望してまいります。 ⑤　経済的な理由に左右されることなく，児童生徒が安心して学校生活が送れるよう，本市では就学援助制度を設けており，平成１７年度に準要保護の国庫負担制度が廃止された以降も市独自で予算措置を行うなど充実に努め，平成２９年度は，約１４億円の予算を確保しております。 　また，援助内容について，学力の定着と自学自習の習慣化を目指す本市独自の小中一貫学習支援プログラムの経費をはじめ，校外活動費は長期宿泊事業の実施に伴い限度額を撤廃し費用のほぼ全額を支給するとともに，平成２７年度からは食物アレルギーに伴う診断書作成費の支給項目追加や，学校給食費及び修学旅行費の改定に伴い就学援助費の支給上限金額を増額するなど，本市独自予算による制度の充実及び保護者負担の軽減に努めておりますが，引き続き国に対して就学援助費に係る財政措置を講じるよう要望いたしました。 ⑥　本市では，学生が安心して学べる環境づくりが非常に重要であると認識しており，これまでから，国に対して，無利子奨学金の拡充や授業料減免等の充実を要望してまいりました。平成２９年度に向けては，新たに給付型奨学金の創設をはじめ，国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実など，学生の学びの環境が充実するよう要望いたしました。 ⑦　こうした要望の結果，国の平成２９年度予算政府案では，給付型奨学金の創設，無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現，低所得世帯の子どもたちに係る無利子奨学金の成績基準の実質的撤廃，新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応など，大学等奨学金事業の充実を図るとともに，国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の増額などが盛り込まれています。 （次ページに続く）	

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	３９

要　望　内　容	回　　答
	⑧　奨学金は，学生の２人に１人が活用する全国的な問題であることから，まずは国において充実が図られるべき問題であると認識しており，今後，国の動向を注視しながら，平成２８年９月市会で議決された意見書も踏まえ，引き続き，国に対して，奨学金の更なる充実等を要望してまいります。 ⑨　また，本市では，経済的な理由により修学が困難な高校生等に対し，府の奨学金制度を取り入れ，入学準備や学用品などの購入の助成を行う「高校進学・修学支援金支給事業」を平成２２年度から実施しております。 　平成２５年度までは，支給対象者をひとり親世帯等の一部に限って支給をしていたところを，平成２６年４月以降入学者から本市独自に制度を拡大し，全ての市民税非課税世帯を対象として実施しております。 **（平成２９年度予算額）** ・子ども医療費支給事業　医療費　１，８２０，７００千円 　事務費　６５，９８１千円 ・就学援助費　1，４３８，２８８千円【充実】 ・高校進学・修学支援金支給事業（事務費含む）　３４８，７７９千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	４０

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４０　国に対し，３５人学級を早期に実現させ，さらに３０人以下学級にすすむよう求めること。	①　本市では，独自予算による小学１・２年生での３５人学級，中学３年生での３０人学級を全国に先駆けて市単費で実施してまいりました。 ②　一方，文部科学省では平成２３年度に小学１年生で学級編制基準を引き下げ，３５人学級を実現し，平成２４年度には小学校２年生の３５人学級に必要な加配措置を行いましたが，独自予算で実施していない地方自治体のみが対象となり，本市は加配対象外とされております。 ③　義務教育である小・中学校の学級編制及び定数措置は，教育の機会均等の趣旨から，本来，国の責任において実施されるべきであり，本市の厳しい財政状況では，独自予算による少人数学級の更なる拡大は困難な状況にあります。 ④　平成２９年度予算の政府案では，「社会に開かれた教育課程」を実現し，複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図るとともに，通級による指導や外国人児童生徒等への特別な指導，初任者研修体制の充実等に必要な教員について，指導体制を安定的な確保のために基礎定数化することで，加配定数は８６８人の定数改善が図られますが，児童生徒数の減少に伴う定数の自然減が４，１５０人であることから，３，２８２人の減少となっております。 ⑤　今後とも，新学習指導要領の円滑な実施に向け，特別支援教育・日本語指導の充実，また，いじめ・貧困などの教育課題への対応のための，きめ細やかな指導や教育水準向上を可能とする学校体制の実現に向け，国に対し，定数改善を引き続き強く要望してまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	４０

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・国基準を上回る少人数教育の推進　　４，１４２，３０５千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成１５年度　小学校１年生の３５人学級を本市独自予算で実施 （平成２３年度からは国が実施） 平成１６年度　小学校２年生の３５人学級を本市独自予算で実施 平成１９年度　中学校３年生の３０人学級を本市独自予算で実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	４１

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４１　パリ協定を受けて，温室効果ガスの排出目標に関する閣議決定を見直し，国際基準の１９９０年比２５％減の目標を堅持するよう国に求めること。本市目標の早期達成をめざすこと。	①　本市では，「京都市地球温暖化対策条例」に掲げる「市内の温室効果ガスの総排出量を平成３２（２０２０）年度までに基準年である平成２（１９９０）年度比で２５％削減する」という国より高い目標の達成を目指し，地球温暖化対策に積極的に取り組んでおります。 　しかしながら，東日本大震災後，ＣＯ２排出量が多い火力発電に著しく依存した電源構成へ大きく変化したことから，結果として，平成２６（２０１４）年度の温室効果ガス排出量は，基準年と比べて，０．２％減と，ほぼ同じ水準にとどまっています。 　世界では，平成２８年１１月にパリ協定が発効し，世界全体が今世紀後半における実質的な温室効果ガス排出量ゼロを目指すこととなりました。 　これらのことを踏まえて，「京都市地球温暖化対策計画＜２０１１～２０２０＞」を平成２８年度中に改定し，基準年からエネルギー消費量が増加している家庭部門及び業務部門の対策を強化するほか，地球温暖化に伴う気候変動の影響に対する「適応策」の方向性を具体化するなど，地球温暖化対策を強化・充実してまいります。 ②　また，国に対しては，先進国としての責任を果たすためにも，実効性ある地球温暖化対策の枠組みを早急に確立することなどについて，様々な機会を通じて求めており，引き続き，粘り強く求めてまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	４１

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成２８年　６月　関西広域連合の平成２９年度国の予算編成等に対する提案として「地球温暖化対策の推進のための枠組みの早期確立」を提案 ７月　指定都市自然エネルギー協議会から「自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言」を提出（平成２３年度以降継続実施） 大都市環境保全主管局長会議の平成２９年度国家予算に関する提案として「実効性のある地球温暖化対策の実現」を提案 １１月　関西広域連合の平成２９年度国の予算編成等に対する提案として「地球温暖化対策の推進のための枠組みの早期確立」を提案

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	４２

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４２　公営交通事業，上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率の企業債の借り換えについては，５％以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。	①　公営交通事業については，地方公営企業法に基づき，サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして，サービス等の提供に要する経費を，料金として徴収することが原則とされていますが，行政上必要な施策に対しては，国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しています。 ②　水道事業及び公共下水道事業は，地方公営企業法に基づいて，市民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を独立採算制により円滑に運営しております。引き続き，国の財政支援を求めながら，公営企業として事業を推進してまいります。 ③　また，高金利の企業債の借換えについては，これまでからも国に対して求めてきたところであり，引き続き，要望してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	４３

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４３　市バス・地下鉄事業，上下水道事業の消費税は非課税にすること。	①　消費税の取扱いについては，国の施策として定められ，国の税制の根幹を成すものであり，制度の趣旨に則り，適切に対応してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	４４

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４４　地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。	①　地下鉄建設に対する国の補助制度の改善については，あらゆる機会を捉えて，「鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており，今後も引き続き，要望してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	４５

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４５　全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。	①　鉄道事業者が実施する視覚に障害のある方をはじめとした利用者のホームにおける転落防止対策については，国及び京都府と協調して補助金を交付しており，これまでに，山科駅，太秦駅，二条駅，ＪＲ藤森駅，稲荷駅（以上，ＪＲ西日本）における内方線付き点状ブロック整備及び京都駅（ＪＲ東海）における可動式ホーム柵整備が完了しました。 　平成２８年度には，向島駅（近鉄）の内方線付き点状ブロック整備に対して，補助金を交付しております。 ②　鉄道駅へのホーム柵設置については，車両の扉位置が統一されていないことや事業費が高額であることが大きな課題となっています。また，国土交通省の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が平成２８年１２月に発表した中間報告では，１日の利用者が１０万人以上の駅に優先して設置することとされており，引き続き，国の検討会の動向を注視してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・駅等のバリアフリー化の推進　２０６，９２３千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	４６

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４６　水道・下水道などライフラインの耐震化，老朽管の布設・敷設替えを早急に行うこと。国の補助制度を抜本的に拡充すること。	①　市民のライフラインである水道事業・公共下水道事業については，「京（みやこ）の水ビジョン」の後期５箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン（２０１３－２０１７）」に基づき，将来にわたって安全，安心，安定的に御使用いただけるよう，適正な施設の維持管理を徹底し，その延命化に努めるとともに，老朽化した管路・施設の改築更新，耐震化を計画的・効率的に進めております。 ②　また，平成２８年度から補助制度が一部拡充されたものの，更新事業を推進するためには，巨額の経費が必要となることから，平成２８年６月には，財政支援を国に対して要望したところです。 　引き続き，全国の水道及び公共下水道事業体等と連携して，あらゆる機会を通じて国に対して財政支援を要望していくとともに，より一層の経営効率化，財政健全化を推進し，アセットマネジメント等の考え方も取り入れた効果的・効率的な更新事業を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・上水道整備事業（上水道機能維持・向上対策） １３，１５６，０００千円【充実】 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年度～　水道配水管の更新をスピードアップ 平成２６年３月　洛西地域における配水管腐食対策工事完了 （平成２４年度工事開始）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ.	４７

要　望　内　容	回　　答
◆市民の福祉とくらし・営業を守るために,国に対して以下のことを求めること ４７　カジノやホテル，大型会議場が一体となった統合型リゾート施設（ＩＲ）構想については，中止すること。	①　平成２８年１２月に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法」は，カジノを含む統合型リゾート施設の整備の推進により，国際観光の振興，国際会議機能の強化，地域活性化など，幅広い波及効果が期待できるとされています。 　また，今後，ギャンブル依存症対策などを盛り込んだ具体的な議論がなされることから，引き続き，本市への影響を考えつつ，国会をはじめとする国での議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	４８

要　望　内　容	回　　答
◆市民のくらしと営業を守る市政運営を ４８　文化庁の誘致活動をやめ，国に対して移転の抜本的再検討を求めること。	①　本市では，昭和５３年に市会の議決を得て「世界文化自由都市」を宣言し，文化の力で世界から尊敬される都市となることを決意し，平成１５年からは，京都の景観，伝統，文化を守り，育て，未来に引き継ぐ「国家戦略としての京都創生」の取組を市民ぐるみで進めてまいりました。 ②　文化庁の移転は，こうした長年の取組が，国の英断により実を結んだものであり，京都にとって都市格や国際発信力の向上につながるなど，名実ともに「文化首都」となる画期的な出来事です。 ③　文化庁の移転については，文化庁の機能強化を図りつつ，京都に全面的に移転することとされております。また，平成２８年８月に決定された「文化庁の移転の概要について」は，新・文化庁として従来の保護中心の文化行政から脱却し，文化と観光，産業，教育，大学，まちづくり等のあらゆる分野とを融合・連携させた，新たな文化行政への強い決意が込められたものです。 ④　本市としても，衣食住の生活文化，地域の絆，自然との共生，おもてなしの心などが今も息づく特性を最大限に生かし，文化の力で日本全国を元気にするという視点で取組を進め，新たな文化行政の実現に全力で取り組んでまいります。 ⑤　併せて，平成２９年度からの先行移転となる「地域文化創生本部（仮称）」を関西の自治体や経済界とも連携して支援するとともに，本格移転に向けた受入体制の構築を図るなど，文化庁の全面的な移転の実現にオール京都で取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・文化庁の京都移転の推進　　１３，０００千円【充実】 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	４８

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成２８年　４月　「文化庁移転協議会」（第１回）開催 「文化庁移転推進会議」（第１回）開催 ５月　平成２９年度国の予算・施策に関する提案・要望 ・「文化庁の全面的な移転の着実な推進，及び文化関係独立行政法人の京都移転の実現」等について，馳大臣，石破大臣等に要望 ７月　文化庁の京都移転に関連した実証実験開始（京都芸術センター及び京都府庁） 文化庁・関西広域連合・関西経済連合会による共同宣言 ・オール関西で，文化庁と連携して，様々な取組を展開していくこと等を宣言 ８月　「文化庁移転協議会」（第２回）開催 ・「文化庁の移転の概要について」の取りまとめ 「文化庁移転推進会議」（第２回）開催 １０月　「文化庁移転準備会議」設置 ・オール京都で，関西自治体・経済界の協力も得ながら，積極的に受入体制を検討していくことを確認 １１月　平成２９年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望 ・「「地域文化創生本部」による先行的取組の実施と，一日も早い文化庁の全面的な移転の着実な推進，及び文化関係独立行政法人の移転の実現」等について要望 １２月　「文化庁移転協議会」（第３回）開催 ・「文化庁の移転について」の取りまとめ 「文化庁移転推進会議」（第３回）開催

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	４９

要　望　内　容	回　　答
４９　市民生活を破壊し，自治体を変質させる「京プラン」後期実施計画は撤回すること。	①　平成２８年３月に策定した「京プラン実施計画　第２ステージ」においても，当実施計画（第１ステージ）に引き続き，「いのちとくらしを守る戦略」をはじめとする「１１の重点戦略」の推進とともに，京都の未来を切り拓き，市民の暮らしをしっかりと守るため，これを支える財政基盤の確立に向けた具体的な取組をお示ししております。 ②　今後とも，実施計画に基づく取組の着実な推進により，徹底した市民参加の下，市会の御議決を得て策定した本市の「はばたけ未来へ！　京プラン（京都市基本計画）」に掲げる「京都の未来像」の実現を図り，市民の安心，安全な生活をしっかりと支えてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５０

要　望　内　容	回　　答
５０　「京都創生」総合戦略を撤回すること。	①　我が国の人口は今後急速に減少するとされており，本市においても中長期的には人口減少が見込まれることから，更なる対策を行う必要があります。 ②　しかし，人口減少は人々に実感されにくく，また，結婚・出産や居住移転など人々の生き方等に関わることから，行政主導では解決し得ない問題です。 ③　そこで，市民等と行政が改めて人口減少問題への危機感，課題意識を共有するとともに，「ひとごと」ではなく，共に「自分ごと」「みんなごと」として主体的に考え，具体の行動を起こす契機をつくり，人口減少問題に対処し得る大きな力を生み出すことなどを目指し，人口減少問題に真正面から焦点を当てた「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定しました。 ④　引き続き，市民等としっかりと力を合わせ，また国や他都市とも連携を図り，総合戦略の効果的かつ着実な推進に努めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５１

要　望　内　容	回　　答
５１　都市再生緊急整備地域における拠点開発構想は，破たん済みの大規模な呼び込み型開発で「京都こわし」をすすめるものであり，市内３ヵ所の地域指定を解除すること。	①　平成１４年度に，当時の急速な情報化，少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため，都市再生特別措置法が制定され，本市では京都駅周辺など３地域が，都市再生緊急整備地域の指定を受け，それぞれの地域整備方針に基づき，まちづくりを進めてまいりました。 　なお，「京都久世高田・向日寺戸地域」については，都市開発事業等が完了し，地域の目標が達成されたとして，国により平成２８年１１月２６日に指定が解除されています。 ②　東日本大震災の発生時に首都圏のターミナル周辺に多くの避難者・帰宅困難者が集中し，大混乱が起きたことを踏まえ，官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保等が必要であるとして，平成２４年度に，都市再生特別措置法に都市再生安全確保計画制度が盛り込まれました。これに伴い，平成２５年度に，「京都駅周辺地域」において，大規模災害発生時における帰宅困難者対策を目的とした「都市再生安全確保計画」策定のため，京都駅の南側から京都駅北側地域までエリアを拡大しました。また，平成２７年度には，都市再生緊急整備地域のエリアを京都駅西部地域まで拡大したところであり，平成２８年度中を目途に，「都市再生安全確保計画」の見直しを進めてまいります。 ③　「京都駅周辺地域」においては，「都市再生安全確保計画」に基づき，鉄道会社等と避難誘導合同訓練を実施するとともに，緊急避難広場や一時滞在施設の指定拡大を行うなど，市民や観光客の安心・安全の向上を図っております。 ④　引き続き，都市再生緊急整備地域においては，それぞれの地域整備方針に基づき，中小企業の集積も含め，多様な地域主体が連携したエリアマネジメントによる地域の活性化の取組等を進めてまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５１

要　望　内　容	回　　答
	⑤　なお，都市再生緊急整備地域においては，容積率や高さの緩和などの都市計画の提案ができることとされていますが，道路や公園整備等を伴う開発事業であることが前提であり，また，都市計画審議会や景観審査会といった，第三者機関において，厳格な審査を経る必要があるため，事業者が恣意的にできるものではなく，景観にも配慮された都市開発が進められることとなります。 **（平成２９年度予算額）** ・ターミナルにおける防災対策推進事業　３，８０５千円

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５２

要　望　内　容	回　　答
５２　エコ・コンパクトシティの名による市内５ヵ所の都市計画見直しは，高さ・容積率などの規制緩和をすすめ，新景観政策を投げ捨るものであり，撤回すること。公共施設の再編・集約化，市域周辺部の切り捨てにつながるような政策は採用しないこと。「居住の集約」は具体化しないこと。	①　本市においては，「都市計画マスタープラン」において，交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに，地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで，それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた，暮らしやすく，地球環境への負荷が少ない都市構造を目指すこととしています。 ②　平成２７年１２月に都市計画決定した市内５箇所の都市計画の見直しは，前述の将来の都市構造の実現に向けて，まず，本市の重要課題である人口の維持及び高齢化への対応として，子供から高齢者まで安心して快適な生活ができるよう駅周辺の利便性を高めるとともに，都市活力の向上を図るため，公共交通の拠点周辺において，都市機能の集積に向けた用途地域等の見直しを行ったものです。 ③　当該見直し箇所については，都市機能の一層の強化を図るエリアとして，地域の景観特性や市街地の特性を勘案したうえで，周辺の自然景観や歴史的景観に影響を及ぼさない範囲で，道路が拡幅されるなど，都市基盤が整った箇所に限定して行ったものであり，土地利用と景観形成の双方に配慮した新景観政策の考え方に沿ったものです。 ④　今後も，それぞれの地域の個性を強める都市づくりを進めるとともに，それらの地域をネットワーク化し，相乗効果を生み出すことにより，人口を維持し，持続可能な都市の構築を目指してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討　１６，４８５千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	５３

要　望　内　容	回　　答
５３　「京都市資産有効活用基本方針」は撤回し，市有地については，住民の声を聞き，住民のために活用すること。学校跡地の活用については，事業者登録制度など民間公募制度はやめること。	①　市有地の有効活用に当たっては，平成２４年６月に策定した「京都市資産有効活用基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき取組を推進しているところです。 「基本方針」においては，市が主体となる事業のほか，貸付・売却により，他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し，公共性・公益性を重視した政策的な活用を図ることとし，全市的な観点から最も有効な活用策を検討しています。 ②　学校跡地の活用については，平成２４年７月，「基本方針」の理念の下で，学校跡地活用に係る提案の募集要領を策定し，長期にわたり敷地を全面的に活用する事業を対象として，公益的団体・民間事業者など多様な主体から広く提案を募集しております。 活用に当たっては，学校創設の歴史と，長年にわたり避難所や自治活動拠点としての役割を担ってきた経過を踏まえ，それらの機能を維持しつつ，地域の意向を踏まえながら進めることとしております。また，平成２７年６月には，「事業者登録制度」を創設し，早い段階から，跡地活用に関する情報を地域の皆様にお知らせすることで，地域の皆様がこれまで以上に主体的に参加できる仕組みを導入しました。 ③　今後も，「基本方針」の考え方に基づき，市民の意見を踏まえながら，市有地の有効活用を積極的に進めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	５４

要　望　内　容	回　　答
５４　地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を全駅に設置すること。国の補助制度を拡充するよう求めるとともに，技術開発を促進すること。	①　地下鉄では，全国一厳しい経営状況の中，ホーム上の安全確保に向け，多額の費用を要する車両改造は行わず，乗務員が手動で列車の停止と柵の開閉を行うという，公営地下鉄で初めての手法を用いて，平成２６年度に烏丸御池駅に，平成２７年度に四条駅と京都駅に可動式ホーム柵を整備し，順調に運用しております。 ②　しかしながら，同様の手法で設置を拡大すると，現在のラッシュ時のダイヤを維持できないことから，烏丸線全駅へ可動式ホーム柵を設置するためには，相互直通運転を行っている近鉄車両も含めた全列車に自動列車運転装置を搭載する必要があります。 ③　車両改造には，多額の費用や長期の事業期間を要することに加え，近畿日本鉄道株式会社の御理解・御協力が不可欠です。 ④　このような中，地下鉄烏丸線車両２０編成のうち更新時期を迎える９編成について，将来的な可動式ホーム柵の全駅設置を見据え，自動列車運転装置を搭載した新型車両の導入に取り組むとともに，近畿日本鉄道株式会社との協議も進めてまいります。 ⑤　国への要望については，全国的な課題である可動式ホーム柵設置に対する補助率拡充や新たな技術開発促進について，本市のみならず他都市とも連携しながら，引き続き，強く働き掛けてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** ＜本市単独の国への要望活動＞ ①市長による要望活動（平成２８年５月３１日，１１月１４日） ②交通局による要望活動（平成２８年６月１５日，８月５日） （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５４

要　望　内　容	回　　答
	＜他都市等と連携した国への要望活動＞ ①日本地下鉄協会（平成２８年７月２０日，２１日） ②十都市交通事業管理者会議（平成２８年７月２６日） ③公営交通事業協会（平成２８年７月２６日） ④地方公営企業連絡協議会（平成２８年１１月７日）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	５５

要　望　内　容	回　　答
５５　子どもの貧困対策計画の策定にあたっては，具体的な目標値を定め，実効性のある計画とすること。	①　貧困家庭の子ども等への支援に係る実施計画については，貧困家庭が抱える課題等についての実態把握を行ったうえ，平成２８年度中に策定することとしております。 ②　実施計画においては，実態把握から見えてきた課題を踏まえ，貧困家庭の状況に応じた支援や，孤立の防止のための取組を実施するとともに，子ども等が，地域の人たちをはじめ，社会の方々に支えられながら，困難な状況にあっても将来に希望を持って成長できるよう，貧困家庭の子ども等に関する支援に資すると考えられる施策を，総合的・効果的に推進し，一人ひとりの子どもに健やかな学び・育ちを保障していくことを目指しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５６

要　望　内　容	回　　答
５６　子ども若者はぐくみ局の創設と，区役所・支所の再編計画については，抜本的に見直しを行い，拙速に進めないこと。 ・保健センターの医療衛生部門の集約化は，市民サービスの後退につながるものであり，やめること。環境衛生部門も各行政区に戻すこと。 ・医師の配置を充実させ，公衆衛生行政の体制を強化すること。 ・乳幼児健診については，午前中の実施とし，早期療育の観点から５歳児健診も実行すること。	①　平成２９年度当初に創設する「子ども若者はぐくみ局」は，子どもを共にはぐくむ京都市民憲章の理念の下，これまで文化市民局，保健福祉局，教育委員会が実施してきた子どもや若者に関する施策を一元的に所管し，施策の融合によるきめ細やかな取組と，子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を強力に推進します。 ②　また，区役所・支所においては，新たに「子どもはぐくみ室」を設置し，子どもや子育てに関する相談に一元的に対応するとともに，福祉事務所と保健センターの垣根を取り外した「保健福祉センター」を設置し，分野ごとの窓口に再編することで，まちづくりとの融合を更に進め，地域に根差した取組を一層進めていきます。 ③　医療衛生部門の集約化については，急増する違法な民泊の適正化等の業務において，より専門性を高め，機動的かつ重点的な対応を図るとともに，広域的に対応する必要がある感染症等の健康危機管理業務等についても，より迅速かつ的確な対応を可能とするものです。 ④　一方で，生活衛生や食品，犬猫等に係る身近な相談については，これまでの１１の区役所に加えて，新たに３つの支所にも窓口を設置し，全市で１４箇所に充実して対応します。 ⑤　平成２２年４月に設置した環境共生センターについては，保健所で行っていた公害関係業務に加え，環境政策局の本庁課で所管していた事業ごみ排出事業者への指導に関する事務等を集約化し，環境問題に対する事業者への働きかけを一体的かつ効果的に進めるために設置したものであり，行政区への移管は考えておりません。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	５６
要　望　内　容	回　　答	
	⑥　医師については，「健康危機対策」，「健康寿命の延伸」，「母子保健」の３つの分野ごとに医師専門チームを本庁に配置し，医師職の指揮命令の下で保健師，薬剤師等との他職種連携による組織力を強化するとともに，各医師職が担当の各区・支所の保健福祉センターを受け持ち，兼職とすることで，各区・支所の健康課題や特性を踏まえた地域保健対策の推進に，引き続き取り組んでまいります。 ⑦　乳幼児健診については，医師の確保上の都合等により，一部の保健センターで午後の時間帯に実施しておりますが，あらかじめ記入いただいた問診票や保護者の相談等を含めて，普段の様子を問診し，診察，個別相談等を通じて総合的かつ正確な診査を実施するとともに，地域の子育て機関と連携した子育て情報の提供等，待ち時間の有効活用に努めております。 ⑧　５歳児健診の実施については，平成２１年３月厚生労働省が発表した「乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果」では，介入効果が明確になっていない等の指摘があることから，本市では，既存の乳幼児健康診査及び相談体制の充実を図り，必要な方への早期療育に努めております。 **（平成２９年度予算額）** ・区役所・支所レイアウト改修等経費　２００，０００千円【新規】	

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	５７

要　望　内　容	回　　答
５７　意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定し子どもの権利を保障すること。子どもの権利救済機関を設けること。	①　本市においては，子どもの最善の利益の観点から，子どもたちのために，大人として何をすべきか，市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都はぐくみ憲章）を制定するとともに，平成２３年４月には，「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し，憲章の理念が浸透し，家庭，地域，学校，企業等，社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう，取組を進めているところです。 ②　また，本市の子育て支援の新たな総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（計画期間：平成２７年度から平成３１年度まで）の策定に当たっては，京都はぐくみ憲章の理念の下，「子どもを社会の宝として，子どもの最善の利益を追求するまち」を「目指すまちのすがた」の一つとして掲げ，子ども・子育て支援に関するあらゆる施策に欠かすことのできない共通の視点としております。 ③　今後においても，「京都市子ども・子育て会議」において，「京都市未来こどもはぐくみプラン」の取組状況の評価・点検を行い，プランに掲げる施策を推進してまいります。 ④　また，本市においては，子どもの権利救済に特化した機関は設けておりませんが，児童福祉センターにおける相談のほか，子どもの悩みや親の気がかりを受け止める「教育相談（カウンセリング）」と「生徒指導」部門を集約し，不登校の子どもたちの活動の場である教育支援センターを統合した全国初の施設である「子ども相談センターパトナ」において相談対応に応じております。 ⑤　さらに，教育委員会において，指導主事が学校と保護者の間の調整を図るとともに，児童相談所支援課併任の子ども支援専門官が学校の取組と児童相談所の家庭支援をつなぐ役割を担っているところであり，現在の体制で，子どもの権利救済に関する十分な対応が実施できているものと認識しております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５７

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・子どもを共に育む京都市民憲章の推進　　６，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	５８

要　望　内　容	回　　答
５８　生活保護世帯における就労指導は，受給者の健康状態について，十分な配慮を行うこと。	①　生活保護制度は，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを活用することを要件として適用されることとなっており，仕事をする能力のある方については，その能力を十分に活用できる仕事に就いていただくことが必要となります。 　本市では，被保護者の就労開始や増収については特にきめ細かな支援が必要と考えており，各福祉事務所において積極的に就労支援に取り組んでいるところです。 ②　生活保護世帯への就労指導については，ケースワーカーによる家庭訪問だけでなく，医療機関への病状調査等の定期的な実施により，受給者の健康状態等を把握し，就労の可否を判断したうえで，被保護者の状況に応じた必要な指導や援助を行っているところです。 　今後も引き続き，きめ細やかな就労支援の実施に取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	５９

要　望　内　容	回　　答
５９　介護保険の国負担割合を抜本的に増やすよう求めるとともに，重い負担となっている保険料・利用料の軽減を市独自に行うこと。減免制度をさらに拡充し，周知を図ること。	①　介護保険制度は全国一律の制度であり，介護保険料・利用料の負担軽減の拡充については，基本的には国の責任において，全国一律の考え方に基づき適切な措置が取られるべきであり，これまでから国に対して要望してまいりました。 ②　介護保険料については，第６期（平成２７年度～平成２９年度）の介護保険事業計画において，第１段階の保険料率について，消費税率引き上げによる公費を投入し，第５期の０．５から０．４５に軽減を行うとともに，第２段階の保険料率の軽減や所得段階区分の細分化を継続し，低所得者に配慮した保険料設定としています。 ③　平成１３年１０月から，真に保険料の負担が困難な方に対し，本人の申請により保険料を減額する本市独自の減額制度を実施し，それ以降，適宜対象者等を拡充し低所得の方の負担軽減に努めており，対象者となる第１段階～第３段階の方の保険料率について，最大で０．２１まで引き下げております。 　引き続き，被保険者への送付物やホームページへの掲載，窓口での案内を通じて制度周知を図ってまいります。 ④　利用料については，平成２７年度の制度改正によって，一定以上所得者の利用者負担割合の引き上げや高額介護サービス費の現役並み所得段階の追加，施設等の居住費や食費の負担限度額に係る適用要件が見直されましたが，経済困窮の方に対して負担を強いるものではありません。 ⑤　引き続き，他の政令指定都市等とも連携のうえ，国に対して，適切な措置を講じるよう要望してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６０

要　望　内　容	回　　答
６０　介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護事業及び通所介護事業は，緩和型を含め報酬額はこれまでと同様とすること。	①　平成２９年度から新たに実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」については，従来と同じ基準によるサービスに加え，新たに基準を緩和したサービスを設けるものです。 ②　総合事業の実施により，市民にとっては，選択いただけるサービスの種類が増え，よりきめ細かな支援が可能になるものと考えています。 ③　新たに設ける「基準緩和型サービス」については，従来のサービスに比べ，人員の配置基準を緩和したり，提供時間を短くしたりするものであり，報酬についてもこれを勘案した設定としておりますが，総合事業の実施後も，従来と同じ基準によるサービスの報酬はこれまでと同様としております。 **（平成２９年度予算額）** ・訪問型・通所型サービス事業　２，１１５，５５６千円

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	６１

要　望　内　容	回　　答
６１　介護の専門性の後退となる「支え合い型ヘルプ事業」の生活援助活動は行わないこと。	①　７５歳以上の後期高齢者の増加に伴い，介護を必要とする人が増え，介護専門職の不足が懸念されています。 ②　一方で，平成２６年度に実施した要支援者ニーズ調査においては，介護予防訪問介護では，約４割が非専門職によるサービスで代替できることが明らかになりました。 ③　このため，平成２９年度から実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」において，「生活支援の担い手の裾野の拡大」を進めていくため，平成２８年度から実施している「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修」を受講し一定の技術や知識を習得した者が，家庭を訪問して，利用者の自立支援の観点から生活援助（家事）に対応するサービスである「支え合い型ヘルプサービス」を新たに設けることとしたものであり，これを中止することは考えておりません。。 **（平成２９年度予算額）** ・訪問型・通所型サービス事業　２，１１５，５５６千円 ・生活支援サービスの基盤整備　　８１，３５０千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６２

要　望　内　容	回　　答
６２　緊急ショートステイ事業については，利用対象や空床確保を元に戻すこと。	①　短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）については，国の制度改正に伴い，国の補助金の対象外とされたことを受けて，本市独自に確保した財源の中でより効果的・効率的に運用していくため，平成２８年７月から見直しを実施したところです。 ②　具体的には，介護者や家族の疾病等による利用は対象外とし，虐待等のより緊急性の高いケースに対応できるようにするとともに，介護保険制度との整合性を図る観点から，介護保険給付の枠外での利用は対象外とし，また，最長２箇月の利用期間も，原則１４日（最長１箇月）としました。 ③　見直し後，大きな混乱は生じておらず，引き続き，実施状況を注視しつつ，適切に運用してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・短期入所生活介護緊急利用者援護事業　１７，１２８千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６３

要　望　内　容	回　　答
６３　敬老乗車証は無料で交付すること。応益負担を導入せず，当面現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。	①　敬老乗車証制度については，平成２５年１０月に，制度の目的に照らし，より利用実態に見合った形で，高齢者の社会活動を支援し，かつ，今後の交付対象者数の増加を見据えた持続可能な制度としていくため，京都市社会福祉審議会の答申及び市民意見募集の結果等を踏まえ，ＩＣカード化を前提として，一定回数の乗車までは無料とし，その後は利用ごとに相応の負担をお願いする仕組みへと転換を図るとともに，低所得者対策を講じつつ，地域による不公平感を軽減するため，民営バス事業者の協力のもと，利用者の選択の幅が広がる方策を検討するという「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」を策定したところです。 ②　今後，基本的な考え方の具体化に向け，円滑な導入に向けた環境整備等に留意するとともに，市民意見募集の結果等も踏まえつつ，交通事業者，利用者及び現役世代を含む市民等，敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られることはもとより，敬老乗車証のＩＣカード化に伴う大きなシステム開発等も新たに必要となることから，公正性や透明性の確保にも留意しつつ検討を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** 歳出　５，２７０，２４５ 内訳　交通局繰出金　４，１９４，０００ 内訳　市バス撤退地域　８２７，４０６ 内訳　民営バス　１７１，９９５ 内訳　京北地域　７０２ 内訳　証更新事務費　７６，１４２ 歳入　５７９，０６１

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	６４

要　望　内　容	回　　答
６４　直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ，正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金，生活維持費・学資保険の差押えはやめること。	①　平成２９年度予算編成においては，高齢化の進展や医療の高度化により依然として医療費が増加傾向にありますが，前期高齢者（６５～７４歳）に係る医療費の財政調整制度である，前期高齢者交付金が前年度から増額となったこと，また，これまでから取り組んできた保険料徴収率向上の取組や後発医薬品差額通知事業などの医療費適正化の取組のより一層の推進，厳しい本市財政状況にあっても約１７２億円の一般会計繰入金を確保することにより，保険料率を平成２８年度と同率に据え置くこととしました。 ②　本市においては，独自の条例減免制度を設け，保険料の納付が困難な世帯に対して，きめ細かな相談を行っております。また，平成２２年度には非自発的失業者に係る軽減制度を創設して失業等による保険料の納付困難世帯に対する負担軽減を図っています。本市国保の危機的な財政状況を鑑みますと，これ以上の減免制度の拡充は困難な状況にあります。 ③　保険料を滞納されている方に対しては，可能な限り接触を図り，条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで，納付意思を示されず，特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対しては，被保険者間の公平性を確保する観点から，法令に基づき，短期証・資格証明書を交付することはやむを得ないものと考えております。 ④　過去の判例を踏まえ，差押禁止財産のみが預金口座に振り込まれていることが明らかな場合は，当該預金の差押えを行わないよう職員に対し周知徹底を図っております。また，給与・年金等については，生活保障の観点から差押禁止額が法令に定められており，厳格に順守しております。 　なお，滞納処分の根拠としている国税徴収法では，学資保険は差押禁止財産とされておらず，他の財産と区別して取り扱う合理的な理由はないと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６５

要　望　内　容	回　　答
６５　子どもの医療費は，中学校卒業まで通院も無料にすること。	①　子ども医療費支給制度については，国による補助制度がない中，府市協調のもと，制度の拡充を順次図ってきており，平成２７年９月からは，支給対象を中学校３年生までとする７度目の拡充を行ったところです。 ②　通院も含めた子ども医療費の無料化については，新たに多額の経費が必要となることから，本市の厳しい財政状況のもとでただちには困難です。 　なお，子ども医療費の負担軽減については，国の責務として，全国一律に実施されるべきであり，これまでから補助制度の創設等の措置を求めているところです。 **（平成２９年度予算額）** ・子ども医療費支給事業　医療費　１，８２０，７００千円 事務費　６５，９８１千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６６

要　望　内　容	回　　答
６６　保育における公的責任を後退させる市営保育所のさらなる民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。	①　本市においては，「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を平成２６年１０月に改定し，子ども・子育て支援新制度導入後においても，公・民が一体となって本市の子育て支援の更なる充実を図っていくこととしております。 ②　この「基本方針（改定版）」においては，市営保育所の今後の方向性として，広域的な地域の子育て支援拠点として更なる機能強化を図ること，一部の市営保育所についてモデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組むこと及び平成２９年度からの３年間で６箇所の市営保育所の民間移管に取り組むことを掲げております。 ③　民間移管に当たっては，入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら，最長２年間の引継ぎ・共同保育により保育内容の引継ぎに取り組んでおります。また，保護者・移管先法人・京都市からなる三者協議会を設置し，移管後の保育園の運営等について，保護者の意見を尊重しながら，課題等の解消に努めており，既に移管した４箇所の保育所においては，現在，円滑に保育が実施されているところです。 ④　今後とも，公・民が一体となって本市全体の保育水準の向上を図ってまいります。 ⑤　なお，市営保育所を新設する場合，国の財政措置が見込めず，整備に要する費用の全額を本市独自の負担で賄うこととなることから，本市の厳しい財政状況の下で，市営保育所を新たに設置することは困難です。 ⑥　市立幼稚園の認定こども園への移行については，現在，開智幼稚園において地元からの要望及び保育ニーズを踏まえ，民設民営で質の高い幼児教育・保育を実施する認定こども園への移行を進めております。今後とも，多様な幼児教育・保育ニーズに対応できるよう市立幼稚園と小規模保育事業所との連携推進等も含め，所要の検討を進めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６７

要　望　内　容	回　　答
６７　京都市独自の給付制の，医療系奨学金制度を創設すること。介護士養成学校の新規卒業者が，京都市内で働く場合の家賃補助，就学資金の貸し付けや給付制の奨学金制度を作ること。	①　本市では，京都市内の私立大学の四年制看護学科に在籍する学生で，経済的理由で修学困難であると認められる方に対して修学資金の融資あっせん（年間限度額１２０万円，利子は本市が補給）及び入学一時金（限度額１０万円）の給付を実施しております。今後も，引き続き，質の高い看護師が確保できるよう取り組んでまいります。 ②　介護福祉士養成施設の学生に対する支援については，国において修学資金等貸付制度が創設されており，学費（月額５万円以内），入学準備金（２０万円以内）及び就職準備金（２０万円以内）の貸付のほか，生活保護世帯またはそれに準ずる世帯の方に対する生活費加算が設けられています。 　また，本制度を活用し，養成施設卒業の日から１年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し福祉施設に就職する等，一定の要件を満たした場合には貸付金の返還が免除されます。 　本制度の実施主体は都道府県とされており，本市独自に制度を設ける考えはありませんが，京都府を実施主体とした本制度の周知に協力してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市看護師修学資金融資制度　１５，１９５千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６８

要　望　内　容	回　　答
６８　住友重工と一体となって焼却灰溶融施設建設を推進してきた市長責任を明確にし，市民にいっさいの負担をかけないこと。本市におけるあらゆる溶融施設計画を撤回すること。	①　焼却灰溶融施設のプラント設備工事の契約解除に伴い，未完成の灰溶融施設は無価値となったため，住友重工に対し，平成２５年１１月２９日，損害賠償等の請求を行い，督促文書等により，再三にわたり請求に応じるよう求めてまいりました。しかし，全ての責任が住友重工にあることは明らかであるにも関わらず，同社がこれに応じなかったため，平成２６年３月２０日，損害賠償等として，約１６７億円と利息及び遅延損害金の支払，焼却灰溶融施設全体の収去を求める訴えを京都地方裁判所に提起しました。 ②　平成２８年５月２７日に第一審の判決が言い渡されましたが，本市は，判決内容に不服があるため，同年６月１０日，大阪高等裁判所に控訴を提起しました。今後も訴訟において同社が本市に対して一切の負担をかけないよう真摯に対処すると自ら確約した責務を履行するよう求めていくとともに，本市の損害賠償等の請求が認められるよう，引き続き主張してまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成１７年　３月１８日　プラント設備工事契約を締結 平成２３年１１月２９日　プラント設備試運転中にトラブルが続出したことにより，本市からプラント設備の総点検の実施及び引渡期限の明示を指示 １１月～２４年７月　住友重工がプラント設備の総点検を実施 平成２４年　７月３１日　住友重工が総点検結果及び対策案の提示 ８月～１２月　住友重工が総点検の結果に基づく対策工事を実施 平成２５年　１月～　４月　住友重工がプラント設備運転調整を実施 ５月１９日～２２日　プラント設備の１次試運転（連続３日間）を実施 ６月１６日　プラント設備の２次試運転（連続３０日）を開始 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	６８

要　望　内　容	回　　答
	平成２５年　６月２７日　溶融炉内の分離部に堆積物が付着，住友重工の判断で２次試運転を中断 ８月　５日　プラント設備契約を解除 １１月２９日　住友重工に対して損害賠償等を請求 平成２６年　２月　京都市廃棄物減量等推進審議会に「東部山間埋立処分地の延命策の在り方」について諮問 ３月２０日　住友重工に対する訴えを京都地方裁判所に提起 ３月～１２月　京都市廃棄物減量等推進審議会に新たに設置した「東部山間埋立処分地延命策検討部会」を開催（全５回） ８月２９日　住友重工が本市に対し，工事請負代金等の支払を求める反訴を提起 平成２７年　１月　京都市廃棄物減量等推進審議会から「東部山間埋立処分地の延命策の在り方について」を答申 平成２８年　５月２７日　第一審判決言渡し ６月１０日　大阪高等裁判所へ控訴を提起

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	６９

要　望　内　容	回　　答
６９　「京プラン」後期実施計画の職員削減をやめて，正規職員による必要な人材を確保すること。	①　「京プラン実施計画　第２ステージ」に掲げる職員の定数適正化は，行財政改革を通じ，全国トップ水準の福祉や教育を推進するための財源確保を目的とするものであり，委託化や電算化など，業務量の減少が確実に見込める部分について職員削減を行い，より効率的な執行体制の確立を図っております。一方で，区役所を含む防災・減災機能の強化や，少子高齢化をはじめとする福祉需要への対応など，必要な業務については増員を行っております。 ②　今後も，本市の都市特性を踏まえた水準の高い行政サービスを維持しつつ，重要政策を着実に実施するため，組織や業務の徹底した効率化を行うなどにより，引き続き職員数の適正化を推進してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７０

要　望　内　容	回　　答
７０　建築・土木や都市計画など各分野の専門技術職員の採用・育成をすすめ，知識や技量が蓄積され引き継がれていけるよう計画的な配置をすすめること。公務技術の低下につながる事務の民間委託化はすすめないこと。	①　技術職員の採用については，職場の状況に応じて体制を検討し，必要数を計画的に採用しております。職員の育成については，「職員力・組織力向上プラン」に基づく職種別の育成計画を策定し，計画的に育成するとともに，局横断的な位置付けで副市長をトップとする「技術管理委員会」を定期的に開催し，技術水準の向上や情報共有に全庁一丸となって取り組んでおります。 　加えて，都市計画局及び建設局については，技術面を指導する部署を設置し，研修等を重点的に実施することで技術力の維持・向上を図っております。 ②　引き続き，「民間にできることは民間に」を基本方針として民間の活用を進める一方で，これらの取組によって，本市職員の技術力の低下を防ぎ，更なる向上を図ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７１

要　望　内　容	回　　答
７１　市民税の現行軽減制度を存続すること。機械的な税徴収や差押えを行わないこと。	①　個人市民税の軽減措置の見直しについては，制度創設時からの状況の変化を踏まえ，また，今日の厳しい社会経済情勢の中，市民生活へ与える影響などを十分に考慮しつつ，検討してまいります。 ②　市税徴収については，地方税法上「市町村民税に係る滞納者が督促を受け，その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは，市町村の徴税吏員は，当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき，滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされております（地方税法第３３１条第１項等）。 本市においては，督促状及び催告書の発付や電話による催告を行っているにもかかわらず，それに応じず納付がなく，かつ，財産調査により納税する資力があると確認できた場合に，滞納者の実態を把握したうえで，差押えを執行することとしております。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７２

要　望　内　容	回　　答
７２　集約された税賦課業務を各区役所に戻し，市税事務所は廃止すること。	①　市税事務所については，税務部門の職員の育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図るとともに，業務の集約化による効率的な執行体制の確立により，財政負担の軽減を図ることを目的に開設したものであり，円滑な運営を行っているところです。

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７３

要　望　内　容	回　　答
７３　市庁舎整備は，コスト削減を図ること。	①　市庁舎整備に係る事業費については，労務，資材単価の上昇，本庁舎の現状調査等に基づく保存改修費用の増加等の理由により，当初に比べ増額となっておりますが，可能な限り事業費の削減や新たな国の交付金獲得を検討するなど，本市の財政負担をできる限り抑えるよう努めて参ります。 **（平成２９年度予算額）** ・新庁舎整備事業　３，９８５，６６４千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２２年４月　「市庁舎整備に関する提言」受理 平成２４年３月　市庁舎整備基本構想策定 ６月　平成２３年度に実施した調査の結果，本庁舎の最適な耐震補強工法等について発表 平成２６年３月　市庁舎整備基本計画策定 平成２７年７月　新庁舎整備に係る基本設計公表 平成２８年９月　新庁舎整備に係る実施設計公表

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	７４

要　望　内　容	回　　答
７４　「京都経済センター」について，京都府中小企業会館，中小企業センターに入居している中小企業関係団体に対して丁寧に説明し，意見や要望を聴くこと。これまでの活動が維持できるよう具体的な措置を示すこと。	①　「京都経済センター（仮称）」の整備に関しては，平成２８年７月，本市をはじめとする関係団体で構成する京都経済センター建設委員会と選定事業者である大成建設株式会社の間で同センター建設に向けた整備について契約を締結しました。 ②　京都府中小企業会館の入居団体に対しては，京都府と同会館の管理運営を行う（一財）京都府中小企業センターにおいて，これまでに入居者説明会を２回（平成２７年８月２６日，平成２８年９月２１日）開催するとともに，全入居者に対して個別にヒアリングを行い，意見や要望等を細かく丁寧に聞き取っていると伺っております。 ③　「京都経済センター（仮称）」には京都府中小企業会館の機能を移転するとともに，中小企業支援の総合窓口や人材育成，産学公連携，交流の場づくりなどこれまで同会館には無かった新しい機能の検討をオール京都で進めており，こうした支援機能の充実により，中小企業団体の活動強化を図ってまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年　７月　「京都経済センター建設検討委員会※1」設立 ※１　関係６団体（京都市，京都府，京都商工会議所，（公社）京都工業会，（一社）京都産業会館，京都信用保証協会）で構成 平成２６年　７月　京都産業会館と市営四条烏丸駐車場の敷地に京都経済センター（仮称）の建設を目指すことを「建設検討委員会」トップ会議で確認 平成２７年　７月　整備計画について，「建設検討委員会」トップ会議で合意 「京都経済センター建設委員会※2」設置 ※２　関係８団体（京都市，京都府，京都商工会議所，（公社）京都工業会，（一社）京都産業会館，京都信用保証協会，京都織物卸商業組合，（一財）京都府中小企業センター）で構成 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７４

要　望　内　容	回　　答
	平成２８年　７月　「京都経済センター（仮称）」整備事業に係る事業契約を京都経済センター建設委員会と選定事業者である大成建設株式会社と締結

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	７５

要　望　内　容	回　　答
７５　仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。	①　耐震・省エネ等を目的とした住宅リフォームに関する助成制度では，市内事業者が工事を行うことを要件とし，仕事起こしや雇用確保など地域経済の活性化に繋がるものとしております。 ②　住宅や商店のリフォームについては，市内産木材を活用した住宅・店舗等を増改築する場合や，商店街が空き店舗をコミュニティ施設等に改装する場合等の助成制度を設けております。 ③　今後も，市民の安心・安全の確保や，低炭素社会の構築など，政策上の重要度・緊急度が高いものについて，優先的かつ重点的に取り組んでまいります。 　また，制度の更なる利用の拡大を目指して周知に努めるとともに，窓口に寄せられた市民や事業者からの意見を参考に，より使いやすい制度となるよう検討を重ねてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・既存住宅の省エネリフォーム支援事業　　７２，２０８千円 ・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業 　　３１８，４９５千円 ・商店街等支援事業　　５０，２６０千円 　＜内訳＞ 　　商店街等環境整備支援事業 　　商店街等競争力強化支援事業 　　まち・お店・ひと　縁結びプロジェクト【新規】 ・市内産木材総合需要拡大事業　　３０，８００千円【充実】 　（うち住宅・店舗等の新築・増改築分　　６，０００千円）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７６

要　望　内　容	回　　答
７６　関係者の声を聞いて「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し，中小企業振興計画を策定すること。「小規模企業振興基本法」と同計画の京都における具体化をはかること。	①　中小企業は，地域経済の主要な担い手であると同時に地域社会や市民生活に大きく貢献するなど大きな役割を果たしております。 　とりわけ小規模企業は，平成２６年６月に制定された小規模企業振興基本法において，地域における経済や雇用を支える重要な存在として，その成長発展のみならず，事業の持続的発展を図ることとされています。 ②　中小企業が直面している経営課題について業種横断的に議論する場として，平成２８年８月に設置した「京都市中小企業未来力会議」において，条例による手法等も含めて，「現場の声」を反映した実効性のある振興策を検討してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・中小企業未来力会議の運営　　３，０００千円 ・中小企業未来力創出支援事業　　９，０００千円【新規】

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７７

要　望　内　容	回　　答
７７　公契約基本条例について，以下の項目の具体化を図ること。 ・条例執行を適正に行うために職員体制を強化すること。 ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。 ・雇用の継続についての項目を設けること。 ・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。	①　報酬額の最低限度額を定める条項については，条例策定の過程で，多くの団体等から意見を聴取した結果，中小企業のみならず，学識経験者からも懸念が示されるなど，慎重な意見や反対の意見が大変多かったことを考慮し，導入しないこととしましたが，公契約基本条例に基づき公契約の発注者として，国の関係機関等とも連携し，公契約のもとで働く労働者の良好な労働環境全般が確保並びに維持及び向上されるよう努めてまいります。 ②　雇用の継続については，それぞれの業務等の実態に応じて検討すべきものであり，条例で一律に規定するものではないと考えております。 ③　平成２８年６月からは，一定の金額を超える公契約の受注者に対して，下請事業者も含め，社会保険や賃金など労働関係法令の遵守状況について書面により報告することを義務付け，違反者はその氏名を公表する等の措置を採ることとしています。また，労働者等からの通報や相談のための窓口を設置することなどにより，適正な運用を担保しています。 ④　今後とも，公契約基本条例を適正に施行してまいります。 **（平成２９年度予算）** ・公契約審査委員会　　６００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	７８

要　望　内　容	回　　答
７８　十分な検証のない観光客数（２０２０年に外国人４４０万人）にもとづく「宿泊施設拡充・誘致方針」は見直すこと。 ・観光政策は，市民と観光者の調和を前提に，地域経済活性化を図るものとすること。 ・住居専用地域などへの特例許可や，容積率緩和等の都市計画変更など，ホテル誘致のための規制緩和は行わないこと。 ・既存の旅館への支援を行うこと。	①　外国人旅行者数については，国は２０２０年の目標を２０１５年の２倍の４０００万人としており，これに準じると本市の外国人宿泊者数は現在の２倍の６３０万人となりますが，国が外国人旅行者の三大都市圏以外への誘導を図っていること等を踏まえ，本市では少なく見積もって４４０万人としております。 ②　観光政策は，あらゆる分野を横断する総合政策であり，観光客だけではなく，市民にとっても住んでいてよかったと実感していただけるまちづくりの実現を目指しています。そのため，「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」においては，地域や市民生活との調和を図ることや，宿泊施設の拡充・誘致を地域の活性化につなげることを基本的な考えの柱としています。 ③　住居専用地域においては，地域や市民生活との調和を前提としたうえで，開業を希望する宿泊施設については，地域の魅力の活用や周辺住民の理解，地域への貢献などを重要視し，宿泊施設のタイプに応じて，「上質宿泊候補施設」として選定し，特例措置の活用を検討してまいります。 ④　旅館については，平成２７年の稼働率が全国平均の約２倍となる７０％を超える数字となっておりますが，今後も，旅館関係者としっかりと連携し，利用促進を図るとともに，事業承継や経営相談等，支援策の強化を図ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市宿泊施設拡充誘致・温泉観光推進事業　　７，０００千円【新規】

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	７９

要　望　内　容	回　　答
７９　違法な「民泊」への指導体制を強化し，違法「民泊」をなくすこと。住居専用地域への「民泊」は認めないこと。「京町家」のゲストハウス等の一棟貸しについても帳場の設置を義務づけること。	①　「民泊」対策については，市内にある全ての宿泊施設は旅館業法をはじめとする関係法令の遵守と周辺住民の生活環境との調和が大前提であるとの考えのもとに，「「民泊」対策プロジェクトチーム」を平成２７年度に立ち上げるとともに，平成２８年度には「民泊通報・相談窓口」を開設し，宿泊施設に関する苦情等の情報収集や民泊の実態把握に取り組んでいます。また，今年度新たに７名の職員を増員し，１７名体制を確保する等により，今年４月から１２月末までに延べ，１，８４８回の現地調査を実施し，うち２６２施設の違法な「民泊」の営業を中止させています。 　平成２８年１２月１日には，「民泊」を含む全ての宿泊施設が地域と調和したものになるよう，旅館業法をはじめとする関連法令の遵守の徹底に加え，宿泊サービスの提供に当たっての本市のルールを明確にした「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」を施行し，営業者に対し，地域の生活環境と調和した施設となるよう，迷惑行為の防止などを指導してまいります。 　また，違法な「民泊」の適正化に向けた指導等については，より専門性を高めて，機動的かつ重点的な対応を図るため，平成２９年度からは，全市で一箇所の拠点に集約するとともに，営業者等の特定などの基礎的な調査について外部委託を図るなど，効率的，効果的な業務執行体制の構築に努め，引き続き，違法な「民泊」に対して，毅然とした態度で対応してまいります。 ②　国において検討が進められている「民泊」新法に対しては，地域の実状に応じた運用が可能な法制度となるよう，国に要望を続けております。 ③　また，京町家を活用した旅館業営業施設において，玄関帳場の設置を免除する場合は，施設内での面接による鍵の受け渡しや宿泊者名簿の記載などにより，玄関帳場が果たすべき機能を担保しております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	７９

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・京都市宿泊施設拡充誘致・温泉観光推進事業　　７，０００千円【新規】 ・違法な「民泊」施設の適正化指導の強化　　１８，８００千円【新規】 ・民泊通報・相談窓口運営業務　　５，６３０千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年１２月　「「民泊」対策プロジェクトチーム」の設置 平成２８年　５月　「京都市民泊施設実態調査」結果公表 ６月　「民泊新法」に係る国への要望書提出 ７月　「民泊通報・相談窓口」の開設 １０月　「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」策定 １１月　「民泊新法」に係る国への要望書提出 １２月　「京都市旅館業施設における安心安全及び地域の生活環境との調和の確保に関する指導要綱」を実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８０

要　望　内　容	回　　答
８０　京都市美術館の再整備にあたっては，以下の項目に留意すること。 ・建物の外観・文化価値を守り，岡崎地域の景観を守ること。 ・ネーミングライツは撤回すること。財源は国の補助制度を最大限活用すること。 ・整備による長期閉館中も作品の展示機会を保障するために，市の公共施設の提供及び施設使用料の軽減をはかること。 ・京都市美術館は，直営で運営し，学芸員など職員体制の拡充，展覧会等の充実を図ること。 ・美術館使用料は値上げしないこと。	①　創設以来８０年以上の長きにわたり，我が国の文化芸術を牽引してきた京都市美術館を，将来にわたり，市民に愛され世界に誇れる美術館としていくため，これまで，「京都市美術館将来構想」（平成２６年３月），「京都市美術館再整備基本計画」（平成２７年３月）を策定し，平成２８年３月に京都市美術館再整備工事基本設計を取りまとめるなど，再整備に向けた取組を進めてまいりました。 　計画において本館は，岡崎の景観に溶け込んだ歴史ある重厚な外観を有し，広く市民に親しまれていることから，保存を基本として整備することとしております。 ②　また，再整備に必要な財源をしっかりと確保するため，国の補助金も最大限活用しつつ，ネーミングライツの導入により，市民の負担を軽減するとともに，民間との協働により着実に再整備事業を進めてまいります。 ③　再整備後は，より幅広い市民が利用でき，美術に親しんでいただけるようにアメニティ施設の新設や現代美術の展示スペースを確保するなど，あらゆる世代の方々にお越しいただける空間づくりに取り組むとともに，展覧会の充実をはじめ，適切な運営形態や料金設定についても，引き続き検討を進めてまいります。 ④　整備により閉館する期間については，可能な限り別館の貸出しにより対応するとともに，代替施設の情報提供に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市美術館再整備事業　７４１，０００千円【充実】 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年　３月　　京都市美術館再整備基本計画策定 平成２８年　３月　　京都市美術館再整備基本設計策定 平成２８年１０月　　京都市美術館ネーミングライツに係る契約候補事業者の選定 平成２９年　１月　　京都市美術館再整備工事に係る落札者の決定（仮契約）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８１

要　望　内　容	回　　答
８１　世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため，マンション及び倉庫の建設を中止させること。バッファゾーンについて，必要な規制を設けること。	①　下鴨神社の集合住宅建設計画については，世界遺産である糺の森から道を隔て，かつてはゴルフ練習場，近年ではアスファルトの駐車場だった場所において，新景観政策によって強化された本市の厳しい規制の下，外観を和風にし，樹木を適切に保存・移植する等，糺の森と調和した整備がなされるものであり，本市の景観政策に適合していることは，京都市美観風致審議会においても確認されております。 ②　葵祭等の祭事に必要な祭礼道具を収める祭事庫も，史跡に関するものをはじめ，集合住宅と同様に本市の規制に適合した整備が行われることとなっています。 ③　なお，平成２６年度からは，世界遺産を含めた寺社などの歴史的資産と参道や門前などの周辺の町並みとが一体となっている歴史的景観の保全について総点検を行い，平成２８年１２月には，今後，取り組むべき方針や具体的方策を取りまとめた「歴史的景観の保全に関する取組方針」を策定したところです。 　平成２９年度は，同方針に基づく具体的施策について，市民や事業者等の御意見を踏まえながら検討し，条例改正等を見据えつつ，必要な措置を行ってまいります。 ④　また，本市の景観政策の実施状況や評価などについては，市民に分かりやすく伝えるために「京都市景観白書」を発行するとともに，市民目線から意見交換を行うことを目的に，「京都市景観市民会議」を開催しております。 　平成２９年度は，新景観政策を実施して１０年を迎える節目の年であることから，新景観政策実施１０年を振り返る調査やシンポジウムを実施してまいります。 　引き続き，これまでの取組の間に頂戴した様々な御意見について，しっかりと分析し，課題を整理したうえで，それぞれの課題に応じた取組を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・歴史的景観の保全に関する景観政策の充実　１０，０００千円 ・景観形成推進事業　４，６０９千円 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	８１

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） ＜集合住宅＞ 平成２７年　４月　京都市美観風致審議会景観専門小委員会への事前協議（１回目） ７月　同会への事前協議（２回目） ８月　同会への諮問 同会からの答申 ９月　京都市風致地区条例に基づく許可 都市計画法に基づく開発許可 平成２８年　１月　建築基準法に基づく建築確認済証の交付 ＜祭事庫＞ 平成２７年　４月　景観法及び京都市眺望景観創生条例に基づく認定 都市計画法における建築許可不要証明 ６月　建築基準法に基づく建築確認済証の交付 平成２８年　７月　京都市建築基準法施行細則に基づく「工事取止め届」受理 １０月　都市計画法に基づく建築許可 景観法及び京都市眺望景観創生条例に基づく認定 １２月　建築基準法に基づく建築確認済証の交付

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	８２

要　望　内　容	回　　答
８２　世界遺産である二条城北西部への大型観光バス駐車場整備計画は撤回し，公共交通優先の観光政策に徹すること。	①　堀川通に面した二条城東側空間は，世界遺産・二条城の正面玄関にふさわしい景観の創出と来城者等の安全性の確保を目的とした整備を進めており，平成２７年３月に整備基本計画を策定いたしました。この間，市会からの御指摘や市民の御意見を踏まえ，北西角の第２駐車場については，整備規模を縮小するとともに，運用時間を短縮するなど，近隣住民の御負担を軽減するべく，計画の見直しを図ってまいりました。 　現在，整備工事に着手しておりますが，引き続き，丁寧な説明を行っていくとともに，「歩くまち・京都」の考えを踏まえ，公共交通機関の利用促進を図ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・東側空間整備事業　　１１２，８１４千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜元離宮二条城東側空間整備事業＞ 平成２７年　１月　計画案に対するパブリックコメント実施（～２月） ９月　第１回住民説明会 平成２８年　３月　第２回住民説明会 ６月　第３回住民説明会（教業学区対象） 平成２９年　１月　整備工事着工

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８３

要　望　内　容	回　　答
８３　リニア中央新幹線建設計画を撤回し，税金投入はやめるよう，国及びＪＲ東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。	①　リニア中央新幹線は，東海道新幹線の老朽化や災害リスクに備えるとともに，３大都市圏を約１時間で結ぶ「新たな国土軸」を形成するものであり，京都はもとより，国土の調和ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。 ②　また，京都駅は，東海道本線，山陰本線，湖西線，近鉄，市営地下鉄等，既存鉄道の結節拠点であり，京都駅がリニア中央新幹線とつながることで，京都府域だけでなく，近畿，ひいては日本全体の発展に貢献することができます。 ③　引き続き，「東京・大阪間の早期開業」，「関西国際空港への延伸」，「京都駅ルート」の実現を目指して，京都府，経済界等と連携し，国に要望してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・リニア中央新幹線及び北陸新幹線の誘致推進　　６，６００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成　２年　１月　「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」の設置 平成２２年　７月　「明日の京都の高速鉄道検討委員会」の設置 平成２４年　２月　「明日の京都の高速鉄道検討委員会」が「提言」を発表 ９月　「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会総会」の開催 平成２６年　１月　「リニア中央新幹線の京都誘致に向けた決起会」の開催 ３月　京都駅ルートの経済波及効果（首都圏からの流入による効果等）を公表 ４月～「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」として，地下鉄各駅での広告掲出やＰＲ事業の実施など，オール京都での取組を行うとともに，本市独自でも，商店街関係者と連携したＰＲ事業や，各局区の事業におけるブース出展など，きめ細やかな広報啓発活動を実施 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	８３

要　望　内　容	回　　答
	7月　シンポジウム「みんなで考える、京都の未来 ～リニアを、京都へ。～」の開催（主催：公益社団法人京都青年会議所，本市）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８４

要　望　内　容	回　　答
８４　区役所の権限と予算を拡充すること。	①　本市では，これまでから節目節目で，区政の在り方を検討し，たゆむことなく様々な改革に取り組む中で，区役所機能・権限の充実，強化を図ってきました。 　平成２４年度には，京都ならではの「地域力」を活かしたまちづくりを支え，様々な区民ニーズにこたえるために，区役所に地域力推進室を設置するとともに，予算面においては，「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を創設し，その後も予算枠の拡充を図ってきました。 ②　平成２８年３月には，区政を取りまく環境の変化に対応し，区政・区役所がより一層，飛躍するための役割・方向性を示す「共汗で進める　新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」を策定し，更なる区役所・区長の権限の強化等を図ることとしています。 ③　さらに，平成２９年度予算編成からは，共汗型事業の予算について，各区が配分額を超えて予算要求することを可能とし，予算要求に係る区長権限を強化しました。 ④　今後も引き続き「新たな区政創生」に基づき，区役所・区長の権限と予算の拡充に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」　２７７，９４５千円 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	８４

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等）

	「区民提案型支援事業」 支援件数	「共汗型事業」 事業数
平成２４年度	１７８件	１２７事業
平成２５年度	２４６件	１３６事業
平成２６年度	２７４件	１４６事業
平成２７年度	２９７件	１４５事業
平成２８年度 （１２月末時点）	３２０件	１５０事業

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８５

要　望　内　容	回　　答
８５　市内高速道路の未着工３路線計画の廃止方針にもとづいて，速やかに都市計画の廃止手続きを進めること。	①　京都高速道路の残る３路線（堀川線，久世橋線，西大路線）については，広域ネットワークを形成する都市施設であり，都市計画を廃止する場合の影響も大きく，国や京都府をはじめとした関係機関の理解を得ていく必要があることから，廃止手続きに向けて協議を進めているところです。 ②　できる限り速やかに廃止手続きを進められるよう，引き続き，関係機関との協議を進めてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年１０月　第１回「京都市京都高速道路検証専門委員会」開催 平成２５年　２月　第２回「京都市京都高速道路検証専門委員会」開催 平成２６年　１月　第３回「京都市京都高速道路検証専門委員会」開催 平成２８年　５月　第４回「京都市京都高速道路検証専門委員会」開催 意見書の受領

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８６

要　望　内　容	回　　答
８６　堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。	①　「京都高速道路検証専門委員会」の意見書で示されたとおり，京都市都心部では，特に南北方向の自動車交通需要に対して容量が少なく，需要過多の状態が見受けられ，とりわけ，堀川通（国道１号）の京都駅付近は，道路車線数が６車線から４車線に絞られボトルネックの状態となっており，交通渋滞等の課題を抱えています。 ②　そのため，新たなバイパストンネル（堀川五条～十条油小路）の可能性などを含め，費用対効果や自動車利用の抑制，環境への配慮等の点を踏まえながら，堀川通の交通円滑化に向けた調査に着手するよう，国に要望しているところであり，国の動向等も注視しながら，課題の解決に努めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８７

要　望　内　容	回　　答
８７　ＪＲ山陰本線の京都～丹波口間のＪＲ新駅建設にあたっては，国やＪＲの負担を増やすよう，負担区分の変更を求めること。バスプール等の周辺整備についても，ＪＲに応分の負担を求めること。七条通をまたぐ横断歩道橋計画は全面的に見直すこと。	①　新駅は乗客増や鉄道博物館へのアクセス向上など，ＪＲ西日本にも大きなメリットがあることから，本市の負担が大きくなる，いわゆる請願駅とはしないことを前提に，ＪＲ西日本に応分の費用負担を求めてまいりました。その一方で，新駅の設置は，京都駅西部エリアの活性化，京都全体の大きな飛躍につながるものであることから，本市としても，応分の負担は必要であると判断したうえで，費用負担割合を決定し，基本合意に至っています。 ②　バスプールや新駅と七条通北側の賑わいゾーンを結ぶ歩道橋等の駅周辺施設整備は，京都駅西部エリアの活性化につながる本市の施設であることから，本市の負担において事業を行うこととしていますが，歩道橋として再利用する廃止された短絡線については，ＪＲから無償で提供いただいたものであり，この部分については，ＪＲに負担いただいています。 ③　また，歩道橋を整備することにより，新駅からエリア内各施設への安心・安全はもとより，迷わずスムーズに，かつ，楽しく快適に移動できるようになることから，京都駅西部エリアの活性化に大きな役割を果たすものと考えています。 **（平成２９年度予算額）** ・ＪＲ嵯峨野線　京都・丹波口間新駅設置事業（新駅本体） １，３５２，０００千円 ・ＪＲ嵯峨野線　京都・丹波口間新駅設置事業（周辺施設）　５２，２５０千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年２月　ＪＲ西日本と「ＪＲ嵯峨野線　京都・丹波口間における新駅設置事業に関する基本合意書」を締結 平成２８年８月　本市において駅周辺施設の調査・予備設計完了 ９月　ＪＲ西日本においてＪＲ新駅工事着手

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	８８

要　望　内　容	回　　答
８８　北陸新幹線延伸は，並行在来線の縮小廃止につながり，地元自治体の財政負担が巨額になること等から，延伸計画はやめるよう国に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。	①　北陸新幹線は，首都圏と北陸，近畿圏を結ぶ新たな国土軸を形成するものであり，移動時間の短縮により，経済活動や社会活動が大いに活性化することで，東京一極集中の是正や国土の調和ある発展に寄与する，極めて重要なプロジェクトです。 ②　また，京都駅は，東海道本線，山陰本線，湖西線，近鉄，市営地下鉄等，既存鉄道の結節拠点であり，京都駅が北陸新幹線とつながることで，京都府域だけでなく，近畿，北陸，ひいては日本全体の発展に貢献することができます。 ③　引き続き，大阪までの一日も早い整備等の実現を目指して，京都府，経済界等と連携し，国に要望してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・リニア中央新幹線及び北陸新幹線の誘致推進　　６，６００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年１１月～　国への要望活動を実施 平成２８年　４月～　商店街関係者と連携したＰＲ事業や，各局区の事業におけるブース出展など，きめ細やかな広報啓発活動をリニア京都誘致の取組と併せて実施 平成２８年１２月　「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム」において，北陸新幹線敦賀・大阪間は，京都駅を経由する「小浜京都ルート」に正式決定

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	８９

要　望　内　容	回　　答
８９　「ヘイトスピーチ対策法」にもとづき，憲法と人種差別撤廃条約の精神にのっとって，ヘイトスピーチの根絶へ真剣な努力を行うよう国に求めること。本市においても条例制定を行うこと。いかなる差別・暴力もゆるさない立場から，ヘイトスピーチの集会等に市の施設使用許可を出さない等，京都市としても毅然とした対応をとること。	①　本市では，平成２６年３月に策定した「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちをめざして～改訂版」に基づき，民族や国籍による差別を許さない多文化が息づくまちづくりを進めております。 ②　ヘイトスピーチ解消法では，禁止，罰則といった規制による対策は盛り込まれていませんが，国や自治体の責務として，相談，教育，啓発の取組を行うことが定められており，関係機関と連携し，法の趣旨も踏まえた対策を進めるとともに，国に対しても実効性のある対策を求めているところです。 ③　公の施設の使用制限は，地方自治法や判例により，相当の事由が必要となりますが，施設管理者において，個々の利用内容と各施設の設置目的や制限事由等を照らし合わせ，不適切な利用に対しては許可しないよう留意してまいります。 ④　今後も「世界文化自由都市宣言」の理念に基づき，国籍や文化の違いを超えて，お互いを理解し，尊重し合う多文化共生のまちづくりに着実に取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・多文化共生施策の総合的な推進　　３３，８０２千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年６月　平成２８年度国家予算要望において，「差別や排除の意図を持って，特定の民族や国籍の外国人等に対して行われる誹謗・中傷に対する，法による対応も含めた実効性のある対策の推進」を要望 平成２８年６月　平成２９年度国家予算要望において，「差別や排除の意図を持って，特定の民族や国籍の外国人等に対して行われる誹謗・中傷に対する実効性のある対策の推進」を要望

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９０

要　望　内　容	回　　答
９０　「部落差別禁止法」案は，部落差別を復活し固定化するものであり，京都市はこのような法案成立に反対すること。	①　「部落差別の解消の推進に関する法律」については，平成２８年１２月９日に国会において成立したところです。 ②　本市では，京都市人権文化推進計画において，同和問題を解決に向けて取り組むべき重要な人権課題の一つとして位置付け，教育・啓発等の取組を推進しております。今後についても，市民の理解と共感を得て，全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け，国や京都府等との適切な役割分担の下，取組を推進してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９１

要　望　内　容	回　　答
◆原発からの撤退を ９１　京都市は原発ゼロの立場に立ち，国に対し原発ゼロと廃炉の政治決断を求めること。廃炉にかかる費用については，国民，消費者に転嫁しないこと。	①　本市では，「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，平成２５年１２月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定し，徹底した省エネルギー対策，再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向けた取組を推進しております。 ②　国に対しては，これまでから，原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換や，再生可能エネルギーの利用拡大等について働き掛けております。 　その上で，原発に依存しない電力供給体制が構築されるまでの間，やむを得ず原発を再稼働する場合には，その必要性を明らかにし，世界最高水準とされる新規制基準を厳格に適用して万全の安全性を確保するとともに，基準に適合した原発はどの程度の安全が保障できるのか，分かりやすく地域住民に説明し理解を得るよう国に求めており，引き続き，機会を捉えて粘り強く求めてまいります。 ③　また，廃炉にかかる費用については，国において判断されるべきものと考えております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年６月　国家予算要望として「大規模災害に備えた帰宅困難者対策や原子力発電所の新規制基準の早期策定など総合的な防災対策の推進」 平成２６年６月　国家予算要望として「大規模災害に備えた帰宅困難者対策や原子力災害対策など総合的な防災対策の推進」 平成２７年６月　国家予算要望として「大規模災害に備えた総合的な防災対策や原子力災害対策の推進」（以降継続実施） （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	９１

要　望　内　容	回　　答
	平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施） ７月　指定都市自然エネルギー協議会から「自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言」を提出（平成２３年度以降継続実施） ＜関西広域連合として国へ申入れ＞ 平成２５年　３月　「大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ」 ５月　「原子力防災対策に関する申し入れ」 「平成２６年度　国の予算編成等に対する提案」 ６月　「原子力発電所の新規制基準施行にあたっての申し入れ」 平成２６年１２月　「原子力防災対策に関する申し入れ」 平成２７年　４月　「原子力防災対策に関する申し入れ」

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	９２

要　望　内　容	回　　答
９２　原発再稼働前提の原子力新規制基準は新たな安全神話であり高浜原発をはじめ，原発再稼働方針を撤回するよう，国，関西電力などに求めること。	①　原発再稼働については，福島第一原子力発電所事故から得た教訓を風化させてはならないという強い決意の下，平成２４年３月の市会決議をしっかりと受け止め，国家予算要望等において，「脱原発依存」の実現に向け，「再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大」等に取り組み，「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」を図るよう，平成２４年度から国への要望を続けています。 ②　また，原子力発電に依存しない電力供給体制が構築されるまでの間，やむを得ず原発を再稼動する場合には，その必要性を明らかにし，世界最高水準とされる新規制基準を厳格に適用して万全の安全性を確保するとともに，基準に適合した原発はどの程度の安全が保障できるのか，分かりやすく地域住民に説明し理解を得るよう国に求めております。 ③　さらに，関西電力㈱に対し，平成２４年度から株主提案を行い，株主総会の場等において，経営方針の改革を図り，「脱原発依存」を経営の中心にしっかりと位置付けるよう要請しております。 **（経過・これまでの取組等）** ＜国へ申入れ＞ 平成２５年　６月　国家予算要望として「大規模災害に備えた帰宅困難者対策や原子力発電所の新規制基準の早期策定など総合的な防災対策の推進」 平成２６年　６月　国家予算要望として「大規模災害に備えた帰宅困難者対策や原子力災害対策など総合的な防災対策の推進」 平成２７年　６月　国家予算要望として「大規模災害に備えた総合的な防災対策や原子力災害対策の推進」（以降継続実施） （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	９２

要　望　内　容	回　　答
	平成２８年　６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施） ７月　指定都市自然エネルギー協議会から「自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言」を提出（平成２３年度以降継続実施） ＜関西広域連合として国へ申入れ＞ 平成２５年　３月　「大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ」 ５月　「原子力防災対策に関する申し入れ」 「平成２６年度　国の予算編成等に対する提案」 ６月　「原子力発電所の新規制基準施行にあたっての申し入れ」 平成２６年１２月　「原子力防災対策に関する申し入れ」 平成２７年　４月　「原子力防災対策に関する申し入れ」 ＜関西電力㈱へ申入れ＞ 平成２５年　７月　「原子力安全協定の締結に関する申入れ」 平成２８年　６月　原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等を求める株主提案議案を提案（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９３

要　望　内　容	回　　答
９３　使用済み核燃料の中間貯蔵施設を設置しないよう国，関西電力に求めること。	①　本市では，「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，平成２５年１２月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定しており，国に対しても，原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換等について，引き続き働き掛けてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９４

要　望　内　容	回　　答
９４　高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にすること。また，より危険が大きく，破綻が明らかな「プルサーマル計画」は中止するよう国に求めること。	①　高速増殖炉「もんじゅ」については，政府方針において，「様々な不確実性の伴う原子炉としての運転再開はせず，今後，廃止措置に移行するが，あわせて「もんじゅ」の持つ機能を出来る限り活用し，今後の高速炉研究開発における新たな役割を担うよう位置付けることとする。」とされており，その動向を見守ってまいります。 ②　プルサーマル計画については，今後のエネルギー政策や，安全性の確保等の観点から，国において判断されるものと認識しております。 ③　本市では，「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，平成２５年１２月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定しており，国に対しても，原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換等について，引き続き働き掛けてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９５

要　望　内　容	回　　答
９５　青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し，プルトニウム循環方式から即時撤退すること。原発の輸出政策を中止し，輸出を禁止するよう国に求めること。	①　本市では，「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，平成２５年１２月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定しており，国に対しても，原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換等について，引き続き働き掛けてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９６

要　望　内　容	回　　答
９６　福島原発事故対策，汚染水対策は東電まかせにせず，国が責任を持つよう求めること。	①　放射性物質による汚染に対する不安を一日も早く解消するため，国は放射性物質による汚染の除去など，福島第一原子力発電所事故の収束に向けて，責任を持った取組を行うよう関西広域連合を通じて申し入れております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年５月　「平成２６年度 国の予算編成等に対する提案」（福島原発事故の収束と国民の不安解消） 平成２６年６月　「平成２７年度 国の予算編成等に対する提案」（福島原発事故の収束と国民の不安解消） 平成２７年６月　「平成２８年度 国の予算編成等に対する提案」（原子力発電所の安全確保） 平成２８年６月　「平成２９年度 国の予算編成等に対する提案」（原子力発電所の安全確保）

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	９７

要　望　内　容	回　　答
９７　福島第一原発事故被害者への損害賠償の打ち切りを行わないよう国に強く求めること。国に対して，東京電力株式会社が福島第一原発事故被害者への損害賠償を継続するよう指導するとを求めること。	①　国に対し，被害を受けた住民への補償の確実な対応など，福島第一原子力発電所事故の収束に向けて，責任を持った取組を行うよう関西広域連合を通じて申し入れております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年５月　「平成２６年度 国の予算編成等に対する提案」（福島原発事故の収束と国民の不安解消） 平成２６年６月　「平成２７年度 国の予算編成等に対する提案」（福島原発事故の収束と国民の不安解消） 平成２７年６月　「平成２８年度 国の予算編成等に対する提案」（福島原発事故に対する適切な対応） 平成２８年６月　「平成２９年度 国の予算編成等に対する提案」（福島原発事故に対する適切な対応）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９８

要　望　内　容	回　　答
９８　「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について，以下の点を強化すること。 ・ 緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）３２．５Ｋｍとしているが，京都市全域を対象とすること。 ・ 緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った拡散・被害予測を行うよう，京都府，国に求めること。京都市独自でも住民避難への活用を検討すること。 ・ 京都市独自の情報収集と，市民，滞在者への周知，避難誘導を行う体制に万全を尽くすこと。 ・ 関西電力と，原発立地自治体と同等の協定を結び，再稼動の事前協定や立入り検査権等を持つこと。高浜原発での「汚染水漏れ」「原子炉緊急停止」という重大事態について，京都市としても厳しく説明を求めること。 ・ 空間放射線量を自動で連続測定するモニタリングポストを独自に設置すること。設置にあたっては，自然災害に耐えられるものとし，非常用電源対策，データ通信手段の多重化を進めること。 ・ 周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため，モニタリングポスト，積算線量計，可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等をさらに拡充すること。 ・ 備蓄している安定ヨウ素剤はすぐに使用できるよう配備し，全市民分に拡大すること。 ・ 琵琶湖の放射能汚染を想定し，セシウム，放射性ヨウ素以外の核種も除去できる対策を講じるなど飲料水の確保は万全を期すこと。 ・ 市立病院を被ばく医療機関とすること。被災時に，市	①　大飯原子力発電所における緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）は，国が原子力災害対策指針で示した「原子力施設からおおむね半径３０ｋｍ」という目安や，放射性物質の拡散予測結果（大飯原発から南方向へ３２．５ｋｍまで拡散が予測）等を踏まえ，地勢及び気象などの条件を考慮し，専門家の意見を参考に京都府と協議のうえ定めたものです。 ②　国は，　本市を含む関係地方公共団体が緊急時に防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）となる地域を指定することを支援するため，ＳＰＥＥＤＩ（スピーディー）に比べて迅速かつ広範囲の予測が可能なＭＡＣＣＳ２（マックスツー）を用いたところであり，本市が独自にＳＰＥＥＤＩによる拡散シミュレーションを改めて行うことは考えておりません。 ③　情報収集体制については，平素より国，京都府，関西広域連合，関西電力㈱及び防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備に努めています。また，京都府が行う平常時モニタリングに加え，本市独自に空間放射線の測定を市内５箇所で行うなど，不測の事態に備えた情報収集体制を構築しております。 　緊急時における市民や滞在者への周知については，既存の防災情報システムをはじめとし，広報車やヘリコプター，報道への情報提供などあらゆる手段を活用するほか，対象区域では地域ごとに避難マニュアルを作成しているところであり，今後も充実・強化に努めてまいります。 ④　関西電力㈱との原子力安全協定については，原発の安全確保，情報伝達の体制整備等に関する協定締結に向けて，関西広域連合の一員として，さらには本市独自でも強く申し入れております。今後も，京都府及び府内自治体と連携を図りながら協定締結に向け協議を進めてまいります。 　なお，高浜原発における一連のトラブルについては，関西電力㈱に対し，徹底した原因究明と再発防止対策に取り組むよう申し入れております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９８

要　望　内　容	回　　答
民が身近な医療機関で必要な医療が受けられるようにすること。 ・ 避難計画は全市民の放射能被害を想定し，早急に策定すること。他都市からの避難者や京都市から他都市への避難者への支援計画を策定すること。	⑤ モニタリングポストについては，国の委託事業として京都府が，通常時のモニタリング用として市内３箇所に，平成２８年３月には緊急時モニタリング用として市内３箇所に，測定機器を設置しています。さらに，本市では，市独自で整備した可搬式サーベイメータにより，平常時から週１回５箇所で空間放射線のモニタリングを実施しているほか，緊急時においては，可搬式サーベイメータを活用し，機動的モニタリングを実施することとしております。 ⑥ 放射性物質による影響の把握については，平成２４年度～平成２５年度に市独自で測定機器を整備し，空間放射線量，水道水，農産物及び河川水等について定期的に平常時モニタリングを実施しているところです。 ⑦ 安定ヨウ素剤については，現在，関西電力大飯発電所から半径５０ｋｍ圏内の住民約１万５千人分を購入し，当該地域を所管する区役所，出張所に配備しています。 しかしながら，平成２７年４月の原子力災害対策指針改正に伴い，ＵＰＺ外の安定ヨウ素剤の備蓄は必要ないとされたこと，関西広域連合と関西電力（㈱）との覚書により，緊急時には安定ヨウ素剤が必要となる府県市に貸与されること，平成２８年１０月に開催した京都市防災会議専門委員会原子力部会で専門委員からＵＰＺの安定ヨウ素剤について備蓄を継続する必要はないと意見を受けたこと等を踏まえ，本市が保有するＵＰＺ外の防護措置に係る安定ヨウ素剤については，国や他都市の状況等も参考として必要性を判断してまいります。 ⑧ 平成２５年３月に策定した「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の細部計画である「京都市水道対策計画」に基づき，原子力災害が発生し，又は発生のおそれが生じた場合には，緊急時モニタリングや浄水処理の強化等を行い，水道水の安全を確保してまいります。 厚生労働省が定めた水道水中放射性セシウムの管理目標値は，その他の放射性物質の影響も考慮したうえで設定されており，放射性セシウムの検査を行うことで，その他の放射性物質についても安全性を確認することができます。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９８

要　望　内　容	回　　答
	また，水道水の摂取制限に至った場合には，応急給水槽・配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保，災害時協力井戸の活用，民間企業との協定等による飲料水の供給等により代替水を確保してまいります。 ⑨　京都市内では，従来の独立行政法人国立病院機構京都医療センターに加え，平成２８年１２月に京都大学医学部附属病院及び京都府立医科大学附属病院が新たに原子力災害拠点病院に指定されており，府内にある２９箇所の原子力災害医療協力機関も含め，万一の被災時における医療体制は，既に整っているものと考えております。 ⑩　本市の避難計画については，原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の決定に資するため，全ての原子力発電所を対象に国が統一的に実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果を参考に，国や府と協議するとともに，専門家（防災会議専門委員）の意見も聞いて定めたＵＰＺ（緊急時防護措置を準備する区域）を対象として作成しています。他の地域についても，原子力防災上必要と認められる場合は，この計画に準じて対応することとしております。 また，他都市から本市への避難や本市から他都市への避難については，関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（平成２６年４月策定）及び京都府の「原子力災害に係る広域避難要領」（平成２７年２月策定）に基づき，府や関係市町，関西広域連合等と連携して行うこととしております。 なお，平成２８年３月３１日付けで，「京都市原子力災害時の広域避難支援要領」を制定し，広域避難を支援するための本市の体制を整備しております。 **（平成２９年度予算額）** ・原子力防災体制の充実　１，７４０千円 **（次ページに続く）**

平成２９年度予算要望に対する回答	ＮＯ．	９８

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成２４年３月　「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」策定 ・平常時モニタリングの実施（空間放射線量率，農産物，水道水・原水，河川水・底質土） ・地域ごとの避難マニュアル作成及び原子力防災訓練実施 平成２５年３月　「京都市地域防災計画原子力災害対策編」策定 （平成２６年３月，１１月，及び平成２７年１１月改正） ・平常時モニタリングの継続実施（環境放射線モニタリング計画及び水道対策計画） ・情報伝達体制の整備（衛星携帯電話の設置等） ・放射線測定機器，防護資機材の充実 ・安定ヨウ素剤の備蓄 ・ＵＰＺの避難マニュアルの作成及び修正(原子力災害避難計画) ・原子力防災訓練の実施（以降毎年度実施） ・市民への啓発・周知（以降毎年度実施） 平成２８年３月　「京都市原子力災害時の広域避難支援要領」制定

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	９９

要　望　内　容	回　　答
９９　京都市に避難している原発事故被害者，被災者に対する雇用や住宅など，必要な支援を継続すること。 市営住宅の入居期限については，期間の定めを取り払うこと。	①　東日本大震災の被災者に対する支援については，市営住宅の無償提供や就学の支援，その他日常生活の支援施策等について，全庁的に取り組んでおります。 今後も，必要な支援施策を継続するとともに，定期的な情報提供を行い，息の長い被災者支援に取り組んでまいります。 ②　市営住宅の入居期限については，国及び京都府の動向を注視するとともに，被災地の復興状況を踏まえた本市の対応について検討を行ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・被災者への情報提供業務　　２８４千円 ・被災者向け住宅情報センター運営　９，９３９千円 **（経過・これまでの取組等）** 被災者に対する支援情報の提供（郵送）　１回／月 被災者受入戸数　市営住宅　５１世帯１３０人（平成２８年１１月末時点） 民間住宅　１世帯　　２人（平成２８年１１月末時点）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１００

要　望　内　容	回　　答
１００　福島第一原発事故による被ばくが疑われる被災者が，検診・治療等必要な医療を受けられるよう，医療費免除等の支援を行うこと。	①　福島第一原発事故による被災者に対する医療費窓口負担の免除等の支援については，国の取組として判断されるべきものと考えており，本市としてもその動向を注視してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０１

要　望　内　容	回　　答
◆再生可能エネルギー政策の抜本的強化を １０１　電力大企業が再生可能エネルギーの比率を高めるよう国に求めること。	①　本市では，「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，平成２５年１２月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定しており，国に対しても，原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換等について，引き続き働き掛けてまいります。 ②　さらに，関西電力㈱に対し，平成２４年度から株主提案を行い，株主総会の場等において，再生可能エネルギーの飛躍的な導入などを要請しております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施） 関西電力㈱に対し，原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等を求める株主提案議案を提案（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０２

要　望　内　容	回　　答
１０２　完全な発送電分離を行うとともに，公共性の高い送配電網は公的管理とするよう，国に求めること。	①　国においては，平成２７年６月に電気事業法を改正しており，平成３２年４月から法的分離による発送電分離を実施することとしております。 ②　本市ではこれまでから，原子力発電に依存しない電力供給体制の構築に向けて，徹底した省エネルギーとともに，再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大による自立分散型電源の活用を図るため，国に対して「発送電分離などからなる電力市場の改革の着実な推進」について要望しており，引き続き働き掛けてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０３

要　望　内　容	回　　答
１０３　再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面，「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた３倍化の目標を早期達成すること。	①　「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げる再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大に向け，住宅における創エネ・省エネを進めるため，平成２８年度に引き続き，太陽光発電システム設置等に対する助成を実施するとともに，生ごみと紙ごみからエタノールを製造する「都市油田」発掘プロジェクトについては，更なる製造コストの削減や効率的な技術開発に取り組んでまいります。 　今後とも，再生可能エネルギーのあらゆる導入可能性を追求し，目標の達成に向けて取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・地球温暖化対策条例推進事業　１６，７１３千円 ・すまいの創エネ・省エネ応援事業　２７６，１５０千円 ・すまいの創エネ・省エネ応援パビリオン　４，５００千円 ・バイオマス活用の推進　２，０７７千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成１５年　４月　太陽光発電システム設置助成制度を開始 平成２３年　８月　「都市油田」発掘プロジェクトを開始 平成２４年　４月　太陽熱利用システム，蓄電システムを助成制度の対象に追加 平成２５年１２月　「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定 平成２６年　４月　エネファーム，ＨＥＭＳを助成制度の対象に追加 １１月　「都市油田」発掘プロジェクトにおける実証プラントの処理規模を週１トンから週５トンに拡大 平成２８年　４月　太陽光発電システムと蓄電システム，太陽光発電システムと太陽熱利用システムを同時に導入する場合などに助成金額を増額 ７月　すまいの創エネ・省エネ応援パビリオンの開催（計４回）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０４

要　望　内　容	回　　答
１０４　再生可能エネルギーによる発電事業に，幅広い事業者や市民が参入できるよう，各種支援制度を拡充し，周知すること。公共施設や一定規模以上の建物について，再生可能エネルギーの利用と熱効率の改善を義務付けること。固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し，事業者や市民の負担軽減を図るとともに，送電会社に送電網の増強義務を課すよう国に求めること。	①　再生可能エネルギーの普及拡大に向け，平成２９年度も引き続き，市民誰もが発電事業に参画することのできる市民協働発電制度や，市内事業者に本市の公共施設の屋根等を有償で貸し出す太陽光発電屋根貸し制度を実施するとともに，地域のコミュニティ組織が主体となり，太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー利用設備を設置しようとする場合に専門家を派遣する「コーディネーター派遣制度」などを通じて，地域が主体となった再生可能エネルギー導入の取組を支援してまいります。 　また，延べ床面積２，０００㎡以上の新築又は増築（増築の場合は増築部分の面積）を行う特定建築物については，京都市地球温暖化対策条例により再生可能エネルギーの利用を義務付けております。 ②　本市では，平成２８年７月及び１２月に，１９政令市が加入している「指定都市自然エネルギー協議会」（会長：京都市長）において，固定価格買取制度の適切な運用や再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた系統設備の利用ルールの見直しなどを求める提言を国に提出しております。 　引き続き，国に対して必要な要望等を行ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市市民協働発電制度の普及支援　　２，９００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年３月　市民協働発電制度による初の発電所を稼働（３施設） 平成２６年３月　太陽光発電屋根貸し制度による初の発電所を稼働（３施設） ９月　市民協働発電制度地域コミュニティ版　支援コーディネーター派遣制度を創設 平成２７年９月　市民協働発電制度地域コミュニティ版 再生可能エネルギー発電導入可能性調査費助成制度を創設 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０４

要　望　内　容	回　　答
	＜市民協働発電制度及び太陽光発電屋根貸し制度における発電所の稼動状況＞ （平成２８年１２月末現在） ・市民協働発電制度　　：　９施設（発電出力合計：３８８．７kW） ・太陽光発電屋根貸し制度　：２６施設（発電出力合計：８３１．８kW） ＜再生可能エネルギーの買取＞ 平成２３年　７月　「指定都市自然エネルギー協議会」を設立 平成２８年　６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施） ７月　「指定都市自然エネルギー協議会」から国に「自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言」を提出（平成２３年度以降継続実施） １２月　「指定都市自然エネルギー協議会」から国に「自然エネルギーの普及拡大に向けた緊急提言」を提出

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０５

要　望　内　容	回　　答
１０５　電源開発促進税は，原発の立地促進などには使用せず，買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。	①　本市では，「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し，平成２５年１２月に「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定し，徹底した省エネルギー対策，再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向けた取組を推進しております。 　このため，国に対して，エネルギー政策の抜本的な転換や，再生可能エネルギーの利用拡大等のために必要な助成措置や規制緩和等を講じるよう，引き続き働き掛けてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年６月　国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」を要請（平成２４年度以降継続実施） 国家予算要望として「原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換」などを要望（平成２４年度以降継続実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０６

要　望　内　容	回　　答
１０６　電気料金を値下げするよう関西電力に求めること。	①　大幅な電気料金の値上げは，市民生活や経済活動，とりわけ中小企業に与える影響が計り知れないため，本市では，平成２６年１２月の電気料金値上げの申請以降，関西電力に対し，経営の最大限の効率化を図り，値上げの回避や値上げ幅の抑制を要請するとともに，市民や事業者に十分な説明責任を果たすことなどを繰り返し求めています。今後もあらゆる機会を通じ，経営の更なる効率化や透明性の確保等について，引き続き強く要請してまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２６年１２月　本市から関西電力に要請 関西広域連合から関西電力に「関西電力の電気料金値上げに関する申し入れ」を提出 平成２７年　１月　本市から関西電力に要請 ４月　本市から関西電力に要請（株主提案提出時） ５月　関西広域連合から関西電力に「関西電力の電気料金値上げに関する申し入れ」を提出 ６月　本市から関西電力に意見表明（株主総会） 平成２８年　４月　本市から関西電力に要請（株主提案提出時） ６月　本市から関西電力に意見表明（株主総会）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０７

要　望　内　容	回　　答
◆台風や豪雨による被害への対応を強化するために １０７　災害時における情報収集の態勢強化と，庁内の各部署・区役所との情報共有をすすめること。市民への正確な情報提供を徹底し，住民が避難の必要性を的確に判断し行動できるようにすること。	①　災害に関する情報の収集と発信の体制強化については，２７年度から，レーダーで観測した市内全域の雨量状況等を表示する「京都市ＸＲＡＩＮ（エックスレイン）雨量情報」を防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」で公開しております。 また，避難情報については，２７年度から，緊急速報メールの受信機能がある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対して，固定電話等に緊急速報メールと同様にタイムリーに避難情報等を届けるサービスを開始しており，今後も利用者の拡大に取り組んでまいります。 ②　庁内での情報共有の推進や災害対応体制の強化については，行財政局防災危機管理室に兼職又は併任を命じた各局の庶務担当部長や各区・支所の地域力推進室長をメンバーとする防災危機管理室担当部長会を定期的に開催し，平常時からの情報共有に努めるとともに，大雨による道路通行規制等により災害対応職員の参集に支障を来すことが想定される京北出張所での京北地域在住職員による動員体制の整備などに努めてまいりました。 また，区・支所災害対策本部における初期活動要員を確保するため，勤務時間外及び休日における活動体制３号以上発令時に，配置人員の基準である「職員の１／２程度」が参集するまでに相当程度時間を要する区・支所において，当該区に在住する本庁職員を派遣することで，災害発生時における応援体制を構築しております。 ③　住民が避難の必要性を的確に判断し，行動できるようにするための市民への正確な情報の提供については，今後全戸に配布する防災マップ（水災害編）等において，水害等のハザード情報に加えて，京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）に記載の避難勧告等の発令の判断基準や避難行動の在り方等をわかりやすく掲載することにより，住民の適切な避難行動を支援してまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０７

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・防災情報システム維持管理　　５３，１６８千円 ・水災情報システム維持管理　　２０，０３３千円 ・京都市防災マップの更新（水災害編）　　６，０２２千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０８

要　望　内　容	回　　答
１０８　山腹崩壊や谷筋の斜面の崩落などによる被害が拡大しており，上流にある森林の管理状況について，所有区分に関係なく全面的な実態調査を行うこと。崩落危険箇所の地質調査を行い，国や府に保安林指定などを働きかけるとともに，山の所有者や危険箇所周辺に住む住民への支援も含めて，具体的な対策を国や京都府と連携して早急に講じること。	①　森林の管理については，今後も森林所有者等に対し，適切な森林整備の重要性を啓発し，崩落危険箇所の対応については，保安林の指定など，国や京都府に対し働きかけるとともに，京都府との情報の共有に努めてまいります。 ②　また，平成２８年度からは，「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用し，林内環境の整備に向けた未利用間伐材等の搬出支援や森林整備を行うための基幹施設である林道等のきめ細やかな保全活動に対する支援など，災害に強い森づくりを進めており，平成２９年度も引き続き取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都三山の森再生　１３，０００千円 ・集中的な森林整備に向けた新たな仕組みづくり　４，５００千円【新規】 ・京都市内産木材搬出支援　１５，５００千円 ・京都市林業用道路保全活動支援　１５，０００千円 ・森林整備事業　１０２，３００千円 ・森の力活性・利用対策～地球温暖化防止森林吸収源対策～ ６２，２００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０９

要　望　内　容	回　　答
１０９　国・府と協議を行い，集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。土木事務所等の職員を増員し，災害時の体制を強化すること。	①　本市が管理する普通河川については，河川ごとの特性に応じた対策を進めるため，平成２５年１０月に「普通河川整備プログラム」（対象：８河川（浸水履歴がある未対策河川））を策定し，平成２６年度に，宇多川支川，荒木川及び谷田川において，護岸の嵩上げなどの対策が完了しております。 　他の河川についても，引き続き取組を進めており，平成２９年度は，竹田川の改修工事，泉川の埋設管移設工事のほか，千代原川では治水対策を検討してまいります。 　また，平成２４年度及び２５年度に，本市が管理する３４０の普通河川等のうち，過去に氾濫した河川等を対象に緊急総点検を行い，３９河川のしゅんせつや護岸補修等を実施しました。 　河川の維持管理経費については，平成２７年度から約７割増額し，土砂の堆積などにより，対策が必要となる河川について，しゅんせつ及び除草などをより充実しており，平成２９年度も引き続き，河川の維持管理を充実してまいります。 ②　都市基盤河川については，都市部を流れる河川流域における治水安全度の向上を目的として，おおむね１０年に１回の確率で発生することがある大雨に耐えることができる都市基盤河川改修事業を下水道事業と連携を図りながら，実施しております。 ③　国が管理する桂川については，平成２５年９月の台風１８号による被害を受け，国に対して，しゅんせつや中洲の樹木伐採などの対策を強く要望したところ，総額１７０億円に及ぶ緊急的な治水対策をおおむね５年かけて実施することが決定し，現在，堤防からの越水を防止するための河道掘削等が実施されております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１０９

要　望　内　容	回　　答
	④　また，府管理河川については，京都府に対して，浸水被害を最小限にする対策の実施を強く要望した結果，しゅんせつ等の応急対策が速やかに実施されました。また，京都府が管理する四宮川，安祥寺川の改修については，早期に対策を講じる必要があることから，四宮川を京都府が，安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし，平成２８年度末を目途に改修の前提となる河川整備計画への両河川の追加を管理者である京都府が行っているところです。引き続き，京都府と連携し，早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。 ⑤　なお，厳しい財政状況・人員体制の下ではありますが，これまでから防災・減災対策を推進するための体制強化を進めてきたところです。 　平成２７年７月には，災害発生時において，災害復旧の事業を実施する土木事務所の体制を強化するため，災害復旧支援隊を創設し，建設局の技術職員全員を応援職員と位置付けるとともに，あらかじめ当該応援職員の派遣順位を指定し，災害発生後の復旧事業を迅速に実施するための体制を構築しています。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１１０

要　望　内　容	回　　答
１１０　河川の越水・漏水防止のため，国・府と連携して，桂川や宇治川等の浚渫，河川の護岸復旧を促進すること。	①　国が管理する桂川については，平成２５年９月の台風１８号による被害を受け，国に対し，しゅんせつや中洲の樹木伐採などの対策を，京都府とも連携して，強く要望したところ，総額１７０億円に及ぶ緊急的な治水対策をおおむね５年かけて実施することが決定し，現在，堤防からの越水を防止するための河道掘削等が実施されております。 　引き続き，国に対して，対策の早期完了を要望するとともに，宇治川を含めた国管理河川の適切な維持管理を求めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１１１

要　望　内　容	回　　答
１１１　府と連携し，土砂災害警戒区域の指定を迅速にすすめること。避難計画を早急につくること。また，国や府と連携し，速やかに急傾斜地の対策を具体化すること。	①　土砂災害への対策については，土砂災害警戒区域等の指定を行う京都府と連携し，土砂災害危険箇所が所在する市内７８学区全てにおいて，早期の指定に向けて取り組みを進めております。また，指定が完了した学区から順次，土砂災害から身を守るための指定緊急避難場所の位置や，安全な避難経路，避難時の心得などを明示した土砂災害ハザードマップの策定及び全戸への早期配布を目指し，引き続き取り組んでまいります。 　また，土砂災害特別警戒区域内にある建築物の所有者等が自らの費用負担で土砂災害に対する建築物の安全対策工事を行う場合に，その費用の一部を補助する助成制度を平成２８年６月に創設したところであり，引き続き，補助制度の利用拡大のための周知活動を行うなど，土砂災害対策を推進してまいります。 ②　急傾斜地の対策については，「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき，斜面地の状況等を踏まえ，引き続き，事業を実施する京都府に要望してまいります。 **（平成２９年度予算）** ・土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業　４，５１０千円 ・急傾斜地対策事業 ＜西京区松室地区＞ ・平成２９年度京都府事業費　２０，０００千円 （うち京都市負担金　１，０００千円（負担割合５％）） ＜左京区北白川仕伏町＞ ・平成２９年度京都府事業費　１０，０００千円 （うち京都市負担金　２，０００千円（負担割合２０％））

（次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	１１１
要　望　内　容	回　　答	
	（経過・これまでの取組等） ＜急傾斜地対策事業（左京区久多地区）＞ 平成２５年度～２８年度 急傾斜地崩壊防止工事（擁壁工等）を実施 平成２８年６月　土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の創設	